

平成 29 年

南三陸町議会議録

第6回定例会 9月8日 開 会  
9月22日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 29 年 9 月 15 日（金曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

---

平成29年9月15日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	最知	明 広 君

會計管理者兼出納室長	三 浦 清 隆 君
總 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監	橋 本 貴 宏 君
管 財 課 長	佐 藤 正 文 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 和 則 君
農 林 水 産 課 長	及 川 明 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参事（漁 港・漁集担当）	田 中 剛 君
危 機 管 理 課 長	村 田 保 幸 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
總 合 支 所 長	阿 部 修 治 君
南三陸病院事務長	佐々木 三 郎 君
上下水道事業所長	糟 谷 克 吉 君
總 務 課 長 補 佐	大 森 隆 市 君
總 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 總 務 課 長	菅 原 義 明 君
生 涯 学 習 課 長	三 浦 勝 美 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋 一 清 君
-------	-----------

農業委員会部局

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 孝志
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和

---

議事日程 第5号

平成29年9月15日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 94号 平成29年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第 95号 平成29年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第 96号 平成29年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 97号 平成29年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 98号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 99号 平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第100号 平成29年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 報告第 7号 平成28年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
- 第10 報告第 8号 平成28年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
- 第11 認定第 1号 平成28年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 2号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 3号 平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 4号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 5号 平成28年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

いて

- 第16 認定第 6号 平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 第17 認定第 7号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 第18 認定第 8号 平成28年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第19 認定第 9号 平成28年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第20 認定第 10号 平成28年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定  
について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

けさもお騒がせな隣国のミサイル発射ということで朝からびっくりさせられましたが、皆さん「またか」という感じで、だんだんなれてきているのもいかなものかと感じております。

本日、定例会5日目となります。本日もよろしくお願いたします。

ここで、危機管理課長より北朝鮮によるミサイル発射について発言したい旨の申し入れがありますので、これを許可いたします。危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） おはようございます。

本日、朝の北朝鮮のミサイルの対応について、報告をさせていただきます。

本日、朝6時57分ごろ、北朝鮮ピョンヤン付近から弾道ミサイルが発射され、7時4分から7時6分ごろ北海道上空を通過し、7時16分襟裳岬の東2,000キロに落下をしました。町内においては被害の確認はされておられません。

当町においては、7時1分にJアラートが作動し、危機管理課で情報の収集を7時6分から取りました。町民からの問い合わせにつきましては、前回5件の質問、問い合わせがありましたが、本日について問い合わせはございませんでした。

なお、報道関係からJアラートの作動確認等の問い合わせが4件ございました。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番佐藤正明君、3番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

#### 日程第2 議案第94号 平成29年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第94号平成29年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第94号平成29年度南三陸町一般会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、生涯学習センター災害復旧事業や松原公園災害復旧事業を初めとし、緊急性、特殊性のある事業に係る所要額を計上したところであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

それでは、議案第94号平成29年度南三陸町一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。改めて、予算書の2ページをごらん願います。

今回の補正につきましては、議案の朗読にございましたとおり、28億2,850万7,000円を追加いたしまして、351億7,067万8,000円とする内容でございます。

前年同期の9月補正と比較いたしますと、マイナス42.6%、額にいたしますと約26億円ほどの減額となっております。また、予算総額を震災復興分と通常分に分類いたしますと、震災復興分で259億100万円でございます。これは全体の73.6%に値します。差し引きまして、通常分は92億7,000万円、率で26.4%となります。さらにこれを性質別に分類しますと、普通建設事業や災害復旧事業などのハード事業に分類される部分が約209億円、率にして約60%を占めてございます。

それでは、6ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは第2表の債務負担行為補正でございます。今回追加といたしまして、6事業を掲げてございます。一つ目から申し上げます。

海岸保全施設整備事業は、限度額11億5,400万円とし、石浜、稲渕、津の宮の防波堤整備事業といたしまして、平成32年度まで実施いたすものでございます。

二つ目は給食配送等委託業務、限度額7,800万円といたしまして、その下の学校給食調理等委託業務、こちらは限度額2億2,500万円といたしまして、いずれも平成34年までとして本年



度給食センターが新設されることに伴い、調理及び配送業務について委託を実施してまいりるものでございます。

次が、漁港施設災害復旧費、限度額88億3,400万円、これは町内の防波堤及び漁港施設の整備を行うものでございまして、これは平成32年度までの事業といたしております。

次が、漁業集落防災機能強化事業でございます。限度額6億9,200万円ほど、町内漁業集落それぞれの避難路や安全施設などの整備に資するものでございまして、平成32年度までの期間で実施してまいります。

最後が、漁港施設強化事業でございます。限度額4,000万円とし、田の浦、細浦の用地かさ上げを行うものでございまして、平成32年度まで実施するものでございます。

続きまして、第3表地方債補正をごらんいただきたいと思ひます。

ここでは事業全体の中での地方債の発行をさせていただくものですので、全体的な事業から申し上げたいと思ひます。

全体事業では11億9,600万円の事業でございまして、これに対して国庫補助金、それから震災特別交付金合わせまして9億8,000万円ほど国から直接資金が入ります。その率で申し上げますと、約76%が補助で直接入ります。残った金額が2億8,728万8,000円、約2億8,000万円ほどになるんですが、この残った金額の95%に対して地方債を発行いたします。その地方債は合併特例債を充てるということになります。その金額が、ここで出てまいります地方債補正として、2億7,290万円でございます。結果として、今年交付税措置とされまして、この発行された起債の70%が交付税措置されるということになりますので、最終的には全体事業の中の町の単費8%の負担でこれら全体事業が実施されていくという内容のものでございます。

次に、執行予算の説明に移らせていただきたいと思ひます。資料は11ページからごらんいただきたいと思ひます。

まず1款町税、一昨日全員協議会でご説明をさせていただきました町税、町民税や固定資産税の賦課誤りでございますが、この内容で返還分と追加徴収をいただく部分とをあわせてご説明をさせていただきましたが、今回追加徴収させていただく、お願いする部分として、900万円の歳入の補正計上をさせていただきました。

9款地方交付税8億4,300万円でございます。これは、震災特別交付税として復興事業それぞれ行われるものに対して交付される交付額を計上させていただきました。

13節国庫支出金7目の災害復旧費国庫補助金でございます。2節が2億9,000万円ほど計上してございますが、こちらは志津川中学校下に計画されてございます松原公園の災害復旧に

係る財源でございます。

3節、3億1,700万円ほど計上してございます。生涯学習センター災害復旧費補助金、こちらにつきましては、全体事業の3分の2の補助率で交付されるものでございます。

続きまして、12ページ14款県支出金でございますが、こちらについては4目農林水産業費県補助金として50万円、こちらは後で農林水産業費の中で出てまいります、新たに13款農業ルネッサンス推進事業として50万円の補助金を受けるものでございます。

下段のほう、17款繰入金2項基金繰入金でございます。こちらは1億4,500万円を計上してございますが、後ほど歳出の復興費に出てまいります各種復興事業が5事業ほどございますが、それらに係る財源として基金から繰り入れるものでございます。

次ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。

18款繰越金、こちらにつきましては平成28年度の一般会計剰余金が約22億円ほどございますが、その半分の11億円は財政調整基金のほうに積み立てでございます。残りについて繰入金として計上いたしますが、そのうち当初予算で1億6,000万円ほど計上済みでございますので、差し引いて残った9億3,200万円ほどを計上させていただいております。

20款町債、こちらにつきましては先ほども出ました生涯学習センターの災害復旧事業に係る合併特例債の金額を計上させていただいたところでございます。

以上、収入でございます。

続きまして、歳出の方に入らせていただきたいと思います。

歳出全体の中で人件費に係る補正がございますが、こちらは建設課の特別対策班などのような、いわゆる6月以降の人事異動やそれに伴う経費を計上させていただきますので、個別には説明は省略させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

15ページをお開きいただきたいと思います。

これは総務費の財産管理費でございますが、5目財産管理費でございますが、工事請負費600万円、モアイ像の移設でございます。旧さんさん商店街に現在ございますモアイは新しいさんさん商店街へと、それからもとのモアイ像ですが、志津川高校に現在置いてあるものがございますが、こちらは新たに整備されましたサンオーレ海水浴場付近のほうに移設をするものでございます。

14目地方創生推進費として250万円ほど計上してございます。こちらは空き家バンク事業を実施してまいるための予算として、250万円計上させていただいております。

続きまして、その下の2項徴税费2目賦課徴収費でございます。こちらは先ほど申し上げた

徴収分の反対に還付をさせていただき住民税の賦課誤りに係る調整の予算でございます。町民税と固定資産税合わせて5,025万5,000円計上させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

それから16ページは、ご案内のとおり10月22日に投票日となりまして、同日選挙で実施されますそれぞれ3選挙に係る費用を計上させていただいております。

続きまして、17ページ、18ページとごらんいただきたいと思います。

3款民生費の保育所費でございます。18ページでございます工事請負費160万円につきましては、新設されます志津川保育所の舞台幕の整備に係る費用でございます。

それから18ページ最下段、衛生費の上水道費、負担金補助金として6,100万円ほど計上してございますが、これは水道事業における災害復旧工事の国庫補助金を差し引いた町負担分に相当する分を補助金として支出するものでございます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

5款農林水産業費2目で林業振興費19節の負担金補助金でございますが、500万円を追加しております。こちらは南三陸材の利用促進の補助金で、50万円の10棟分を追加させていただきました。

20ページ4目漁港建設費をごらんいただきたいと思います。13節で委託料3,730万円ほど計上してございますが、こちらは石浜、稲渕、館浜、平磯へのフラップゲートの建設費3,000万円と、石浜の船揚げ場整備に係る730万円を計上させていただきました。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。

7款土木費、道路橋梁費でございますが、こちら道路新設改良費といたしまして、工事請負費730万円計上させていただきました。これはスポーツ交流村線として、前のベイサイドアリーナ、BRTの駅舎からこちら新しい役場庁舎交差点に向けて、現在インターロッキングで整備されている部分を町道として整備をするための予算でございます。その他3路線ほどの費用も含まれて計上されてございます。

続きまして、6項住宅費1目住宅管理費でございますが、2,400万円ほど計上させていただいております。こちらにつきましても、一昨日特別委員会でご報告をさせていただきました住宅使用料に係る過誤修正に係る予算として計上をさせていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、23ページ、24ページ、小学校費につきましましては、豊かな心を育てる研究指定事業というものを実施いたします。これらに係るもろもろの経費を計上させていただいております。

ます。中学校費につきましては、志津川中学校において老朽化した給油用の配管工事に係る費用などをあわせて計上させていただいております。

続きまして、25ページ保健体育費でございます。4目学校給食費といたしまして、委託料540万円ほど計上してございます。こちらは新たに建設される学校給食センターの本格稼働の前の試運転に係る経費を計上させていただいております。

10款災害復旧費3目漁港施設災害復旧費といたしまして、8,600万円の委託料を計上してございます。町内10カ所に16基のフラップゲートの設計費用を計上させていただいております。

26ページをごらんいただきます。災害復旧費の2項公共土木施設災害復旧費3目都市計画施設災害復旧費でございます。こちらは工事請負費として3億2,000万円、志津川中学校下の新しい松原公園の災害復旧工事に係る予算でございます。

次の3項文教施設災害復旧費の中の工事請負費11億7,100万円、生涯学習センターの災害復旧工事をこちらに計上させていただきました。

12款復興費の中の1項復興総務費の中で、それ以降積立金がそれぞれ出てまいります。

まず1目復興管理費といたしまして積立金2億7,000万円、その下の地域復興費の2,000万円、めくっていただきまして、次の復興推進費2,400万円、さらにその下の復興土木費にも積立金として2,100万円、これらはいずれも平成28年度のそれぞれの基金を活用した事業において最終的に残った財源につきまして、一度基金に積み戻し、さらに新年度以降新たに事業に充てていくという手続をとらせていただくものでございます。

それから、27ページ復興費の6項復興効果促進費でございます。7目復興地域づくり加速化事業、工事請負費として2,000万円計上させていただきました。これは通信ケーブル移設とございますのは、復興祈念公園の中の計画区域内の国交省ケーブルの移設に係るものでございます。その下の補償補填の3,500万円、こちらも復興祈念公園に係る予算でございます。

8目市街地復興関連小規模施設事業費、工事請負費2,800万円につきましては、町内の市街地の消火施設、防火水槽の整備を行うための予算でございます。

28ページ、7項復興民生費、こちらは9,000万円ほど計上してございますが、高齢者生活支援等整備事業補助金とございますが、いわゆる福祉モールとこれまで呼んでまいりました社会福祉協議会のほうで整備する施設への補助金でございます。

最終でございますが、予備費でございますが、今回3億560万9,000円を全体の財源として今回計上をさせていただきました。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番です。何点かお伺いいたします。

まず、11ページの国庫補助金の7項の災害復旧費国庫補助金、松原公園のかわりの中学校下のグラウンドということなんです、これに3億1,700万円ほど災害復旧費補助金……（「上です、2億9,000万円」の声あり）上の。失礼しました、訂正いたします。生涯学習センター災害復旧費補助金、同じページですね。3節の文教施設災害復旧費補助金3億1,700万円で、生涯学習センターが今度新しくなるわけですが、3分の2の国庫補助とあります。この災害復旧費とこの補助の3分の2、もし違っていたら訂正しますので、ご回答ください。先ほどたしか2割という単費持ち出しということを知ったんですが、その額を、合併特例債と補助と、単費の部分が金額で幾らになるのか、その辺をお聞かせください。

それから15ページの財産管理費の中で、15節工事請負費600万円、ただいまの説明でモアイ像の移設工事とありますが、これからサンオーレのほうに移設ということなんです、この移設はどのような工事なのか。600万円というかなりの額なんです、あそこのもとのさんさん商店街のところのモアイを移設する、高校のところと2カ所のものをサンオーレに運ぶという移設工事の内容でしたが、600万円の内容をお伺いいたします。

それから、同じページの19節負担金補助及び交付金250万円で、空き家バンクの補助金200万円、それから空き家バンク仲介手数料補助金、空き家バンク登録奨励金など出ておりますが、これは毎年行っている事業だと思われませんが、この効果、今までやってきたものを分析した効果というものをお伺いいたします。

それから22ページ土木費の3目道路新設改良費の15工事請負費730万円、町道新設改良工事ですが、これがベイサイドのところのバス停から本線に抜ける道路の改修というご説明でしたが、あそこは今はタイル、何て言うんですかね、名前がちょっと専門ではないのでわからないんですが、インターロッキングというんですか、舗装ではないものになっていますが、あそこはバリケードをとれば車もあの上を走って通行できるかと思うんですが、あれをわざわざ剥がして改良工事するのか、その辺をお伺いいたします。

それから26ページ、10款の災害復旧費3都市計画施設災害復旧費の工事請負費です。松原公園災害復旧工事、中学校の下にグラウンドを建てる整備関係だと先ほど認識いたしま

した。これは今から補正をとって、いつまでの工事で完成がいつなのか、ご説明願います。  
以上です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず補助率のことですが、先ほど3分の2と申し上げた生涯学習センターのほうですが、率そのものはちょっと誤解を招いたかもしれないんですが、補助金対象の部分の3分の2という考え方になりますので、地方債の説明で申し上げた詳細のほうで聞いていただいたほうがわかりがよかったかもしれないんですが、全体の枠組みとしては、全体事業費の中からここで計上された国庫補助金、それからそのほかに震災特別交付金というのが補助という形で出てきますので、残った部分について、またさらに最終的には補助金として補填される合併特例債というものが出るという形になりますので、全体に占める割合とすると、町が手出しする部分としては1割以内と大体考えていただいたほうがわかりがいいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） モアイの工事の概要であります。総務課長が説明したとおり、新しく頂戴したモアイと前々からあった古いモアイ、この2つを移設するというものでございます。

まず古いモアイにつきましては、サンオーレそではまのエリアのどこかというところでありまして、ここにという具体的な場所はまだ決定をしてございません。管理をしている宮城県とまだ調整中でございますので、そういったところでご理解をいただきたいと思っております。

それから新しくいただいたモアイ、旧さんさん商店街の山側のほうにあるんですが、あれを新しいさんさん商店街の、今度は駐車場の整備を行いますので、その工事に合わせて移設をしようという内容です。場所的には、真上から見ますと商店街に6つの建物がありますが、一番海側で南側の建物、F棟でしたか、A、B、C、D、E、Fとなっているんですが……失礼しました、D棟の海側のところに移設をするという予定でございます。その2つの移設に600万円ぐらいの予算を計上させていただいたというところであります。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 14目の空き家改修補助金等についてですが、議員から先ほど、毎年行っており、今までやってきた事業の効果はどうかというお尋ねでしたが、本補助金については今回の補正で初めて計上する……（「済みません、もう少し高

く、マイクを使っていたいただけますと」の声あり) この補助金については、今回の補正で初めて計上するものでありますので、これまでの事業効果というものは特にはないということになります。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 7款の土木費のご質問でございます。話がちょっと錯綜していますので、一個、一個ご説明申し上げます。

まずインターロッキングの課題でございますけれども、この分につきましては今回工事費は計上してございません。現在、あそこは施設内道路ということで、道路法の道路になっていないので、基本的には一般車両を通行させることはできないということでございますので、改めて交差点協議等を行いながら、計画を作成していきたいと考えてございます。

それからインターロッキングにつきましては、基本的には車両通行考慮をしてございません。現在でもかなりわだちが発生をしておりますので、このまま一般の車両を通行させるのは当然不可能と考えておりますので、車両が通行しても大丈夫なように検討を重ねていくということでございます。

それから工事費につきましては現在9月4日からBRTの経路が変わってございます。45号線からちょうど仮設の保健センターがございましたが、その前の道路を通過いたしまして、東浜中央線、それからケアセンターの駅にとまるという経路でございます。そのうち、東浜中央線と丁字路になりますが、その箇所に段差が発生をしておりますので、どうもBRTの車体の底をかなりするといいますか、面と接触する恐れがあるということがございまして、その辺の改良を行うものでございます。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 松原公園の災害復旧工事の関係でございます。

本件につきましては、議員ご承知のとおり平成27年度に一度予算の議決をいただいております。そして平成28年度に明許繰越ということで、これも予算の決定をいただいております。

ただ、ご承知のとおり松原公園の予定地、現在も高台からの掘削残土が現在も約13万立米ほどございます。我々としても、一度予算を計上した事業につきましては、何とか契約発注ということはずっと模索をしておったところでございますが、なかなか工事の調整が難航いたしましたこと等によりまして、当初の我々の見通しどおり、なかなか約3.5ヘクタールの松原公園の予定地が実際の公園工事に入れる環境にまで至らなかったということで、そ

ういった中で無責任に発注できないということで、昨年度は発注しておりません。

蛇足ですが、今回の決算でも明許繰越は法制限でできないということで、未執行という形で決算書に載ってございます。当課としては、昨年末からことしにかけて補助金を国に再度いただきたいということで再度要求をいたしまして、ことしの6月の下旬ですか、改めてもう一回仕切り直すということで、補助金の決定をいただいたものでございます。

ご質問の工期、いつぐらいにできる見通しなのかというご質問でございますが、補正の議決をいただきましたならば、今年度中に現在積んでおります残土を区画整理のほうに搬出をして、あわせて契約事務を行って、来年度には整地工に入りたいということでございます。

お尻の部分なんですけど、実はあそこの予定地には助作の浄水場施設が現在もございます。それを移設しないと完成には至らないというエリアでございまして、その辺の戸倉の新浄水場から志津川に向けての水道の供水時期、イコール現在の浄水場の撤去時期ですか、そういった部分が不確定要素として残っておりますが、何とか平成30年度末を目標に進めたいと思います。ただ、そういった不確定要素もございまして、その協議調整はしっかりと行っていきたいという状況でございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 済みません、お尻のほうから話させていただきたいと思います。

ただいまのお話ですと、この額も3億2,000万円と大きな額でございます。今この場で補正ということで、私も疑問を感じました。ただ、平成30年度いっぱい、要するにことし来年度までの計画のようにただいま伺いました。ならば、今まで平成27年から繰り越ししてもできなかったことを来年の新年度でとっていいのかと思うんですが、今この補正の時期でとるという時期の問題ですね。今の説明ですと平成30年度といいますから、1年あと半年、1年半ですか、その間で……平成31年度、今が平成29年度、平成30年度ということに、今の道路状況を見ますと、あの道路が終わらないうちに今この補正が通ると今から工事がスタートしていくわけですが、その他の工事との絡みも出てくるのではないかなと思いますが、今とらなければいけないという時期の問題もあるんですが、その辺をもう一度伺いいたします。

それからベイサイドの関係ですが、JRのバスがあそこを乗り入れして出るのに、バスを傷つけるからそこを道路として許可をとって、この730万円をかけて工事をするんだと私はそう捉えたんですが、そうではないんですか。バスだけではなくて……（「バスのルー



トはあそこではないです。保健センター前を「通って」の声あり）保健センターの前を  
通ってバスが行って、ではベイサイドの車庫とどのような関連性があるのか、とにかくそこは  
以前道路に面して通っていました。では、その通っていたのは道路としないです。ただ通っ  
ていたのか、以前ね。今回新たに道路として許可申請を出して工事をやっていくというこ  
とは、では前に通っていたのは許可なしで通っていたのか、その辺。前は通っていましたね、  
あそこを道路として。私がいうのは通行していたということです。その辺をもう少しお伺  
いします。

それから空き家バンクのほうですが、今までやっていなくてということですが、以前檀  
浦室長がいたときはこの空き家バンクの件がありました。そして4軒が空き家としてあっ  
たということが記憶の中にございます。多分それと同じ事業かなという思いがしますが、  
この計画を実施するに当たって効果がどのぐらい見込まれるのか、その辺をもう一度お聞  
かせください。

次は、このモアイの移設工事ですが、サンオーレのほうはどこに置くかわからない、置  
き場所もまだ決定していないという中で、この600万円の算定基礎ですね。場所が違うとそ  
れぞれ工事、施工も変わってくるんだらうなと思われませんが、その辺。位置的にはサンオ  
ーレの中ですので、距離的には変わらないのかなと思われませんが、工事手法が変わって  
くるとこの工事費の関係も動いてくるのかなと思われませんが、その辺のご説明をもう一度お  
願ひいたします。

それから、最初の生涯学習センターの件についてはわかりました。手出しは単費で1%  
ということで、理解いたしました。（「10%」の声あり）1割ということで了解いたしま  
した。

ではその点、願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 何で平成29年度の補正なんだろうかといいご質問と理解  
しております。

国と補助金の協議をした際に、当然当課としては平成29年度、平成30年度の線を探りま  
したが、国としては災害復旧工事は急性を要するというのがそもそもの考え方でしょうと  
いう中で、平成29年度については何とか確保はできる見通しだけど、平成30年度において  
欲しいという話であれば、それは確約はなかなかできないよと、平成29年度であれば何と  
か確保しましょうという話でございましたので、そういう話です。残土をとにかく早急に

搬出をして早急に工事にかかることが、待っている利用者の考え方にもマッチするんだろうということで、今回というものでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ベイサイドアリーナの通路でございますが、繰り返しますが、基本的には車道ではございませんので、車両が通行することは、基本的には通り抜けすることはできないという状況でございます。

現地に行けばわかるんですが、ボーダーといいますか、車どめを今外してございます。その外した理由は、震災当時、今の仮設庁舎があるところはヘリコプター、自衛隊が結構使っておりました。ヘリコプターの離着陸場、それから車両の駐車場ということで、緊急的措置としてあそこを開放して通行させようという状況でございまして、現在はほぼほぼ平常時でございますので、バリケードを置いて封鎖をしているということでございます。

今後あそこを開放するためには、道路法の認定をして、それから交差点協議を行い、交通管理者、道路管理者とも合意の上で一般車両を通行させたいという手続が必要になってきます。そのときに、先ほど申したとおりインターロッキングはあくまで歩行者、軽車両の考慮しかしておりませんので、改めて一般の車両を通行させるためには舗装をし直さなければならないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 今までやっていた事業との関連性についてご質問がありました。

おとし、平成27年度、私の前任の調整監のときですが、空き家の調査を行ったことがございます。（「済みません、マイク使ってもらえますか」の声あり）失礼します。空き家の調査を行ったことはございますが、空き家の改修費補助金ということで予算化したことはございません。

今回の空き家バンク改修費補助金の計画及び効果でございますが、今のところ空き家の改修費補助ということで、空き家をリフォームした場合、40万円を上限として2分の1補助を行うことを基本としております。それを3件ほど見込んでいるというようなことが基本となっております。あとは子育て世帯に対して一定の加算をしたり、あるいは町内事業者を利用する場合はさらに一定の加算をしたりと、あるいは不用品を処分する場合にさらに一定の加算をしたりとかそういったことで、200万円を計上しております。

それから空き家バンク仲介手数料補助金30万円を計上させていただいているものですが

これにつきましては仲介手数料として、契約が成立した際に、借り手側、買い手側が業者に支払う手数料の一部を補助するということを想定しておりまして、大体6件ほどで5万円を上限にして寄附するという事で30万円を計上させていただいております。

空き家バンク登録奨励金につきましては、空き家バンクに登録していただいた場合に一律2万円を補助するという形で考えております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） モアイの関係でございますが、サンオーレそではまかいわいの場所なんです、大きく分けて舗装やインターロッキングを施されたところと、砂浜のところと芝生のところと3つぐらいに分かれると思います。当然、砂のところを置くということは考えられませんので、残りの2カ所のうちのどこかということになります。それで当然土の中に排水管が通ってあったり、まだ芝を植えてから半年もたないという養生期間も必要ですので、そういう重い物を置くというところについてはこれから検討、協議をしながら、適切な場所を選ぶと。金額につきましては、昔の松原公園にあったようなあいうチリをつくるということではございませんので、せっかくあった当時のものを、簡単な台座のようなものをつくってその上に乗せるという軽易な移設の仕事になりますので、この金額ぐらいでできるという事業の担当課からの見積もりによって、今回提案をさせていただくものであります。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、もうちょっと簡潔に行ってください。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまのモアイ像の関係はわかりました。私にしてみれば、少し高いのかなという思いがして、お伺いしました。

それから、空き家の改修補助金ですが、これはこれから想定される予算だということもわかりました。ただ、聞いてみると、この空き家バンク仲介手数料補助金なんです、借り手側が手数料を払うのに対しての補助ということなんです、この仲介というのはどこの会社が仲介に入っているのか。来て、空き家を借りてもらっただけでも町としてはありがたいことなんです、それを手数料としてまた借り手側が払うとなると、この南三陸町に来て住んでもらうのにまた仲介手数料を取られるというと、何か借り手側に立ってみると仲介手数料も払わなければならないのか、負担しなければならないのかという思いがしてくるんですが、この仲介業者というのはどこなのか、お伺いします。

それから、ベイサイドの道路については了解いたしました。

松原の件なんです、わかりました。しかし、これは繰越明許してまでできなかったこ

とで、どのような理由で平成27年度から平成28年度に繰り越しまでして、結局は多忙でとる業者がなかったのか、実際やる業者がなかったのか、忙しくてそこまで手が回らなかったのか今までできなかった、それで国のほうから平成29年度中にしないと、急がないとだめだよと言われたのか、最後になりますはその辺だけお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） なんでというご質問でございますが、未契約繰り越しでございます。業者と入札等をやった結果、落札者がなくて現在に至っているということではございません。発注できる環境になかったと、発注できる環境にない中で、無責任に業者決定に進むことは当然できないということでもございました。当時と今は何が違うかといえ、区画整理事業の他事業者、河川工事とかとの調整が何とかつきましたので、なかなか60ヘクタールのところに持っていけなかった、置く場がなかったという状況でもございましたが、現在はそれが解消される傾向にございますので、何とか搬出できる見通しが立っているというのが一つ、あとは戸倉からの水道の供給でございますが、それも国、県との調整を進めておきまして、何とかそれもぎりぎりですが叶う方向で今進めているという中において、予算を計上させていただいたというものでございますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 空き家バンク仲介手数料補助金について、お尋ねがありました。

この空き家バンク仲介手数料補助金につきましては、通常の不動産取引において買い手側と売り手側、借り手側と貸し手側、それがバイで取引をするということはまれでございます。通常は不動産業者が間に入って、そこを通して交渉契約を行うものと承知しております。その場合、仲介業者は賃貸であれば家賃一月分掛ける消費税を上限として手数料を取ることができることになっております。不動産売買の場合は、不動産価格の3%程度を上限といたしまして、手数料を取ることが可能になっております。それは成功報酬という形で、取引が成立した際に不動産業者に支払うものでございますが、この空き家につきましても、取引が成立した場合に仲介業者に借り手側が手数料を支払うこととなりますので、その一部を補助しようという意図でございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） お揃いですので、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問補正予算の質疑を続行いたします。

ありますか。よろしいですか。（「一般会計」の声あり）済みません、訂正いたします。一般会計補正予算の質疑を続行いたします。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。4番小野寺です。

22ページ消防費、防災という言葉がありますが、今回の補正には関係ないかもしれませんが、関連で、けさ先ほど説明がありましたミサイルについてお伺いしたいと思います。

この前もお伺いしましたが、報道によりますと、やはり米国、日本政府は事前に北朝鮮の動きを知っていたということで、その情報が町のほうへ提供はなかったのかということをお伺いします。

それから、我が国に対してミサイル、その他電磁波攻撃とかがもし、あるいは間違っただけの場合、通信や電力供給への影響があるといわれておりますが、どのような影響が考えられるかお伺いしたいと思います。それから、その結果庁舎機能に対する影響はどういうことが考えられるかということと、それに対する対策は可能なのか、どのようなことが考えられるかをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 3点ご質問ですが、まず北朝鮮の動きを町として情報は得ていたのかということですが、これについては町へは情報はございません。国は状況をわかっていたのかというのは私のところではちょっとわかりませんが、もしわかっていたとしても、やはりそこら辺は政治的な判断というのがあるので、情報公開されなかったのではないかなと思います。

あと、EMP、ミサイル等の攻撃ということでございますが、ミサイルの攻撃、EMPにつきましても、限定的な核攻撃ということで、この行為自体が戦争行為ということになりますので、ここの行動の判断については国民保護という観点で国が主導でなされるものだと思います。しかしながら、その被害がどういうふうになるのかという想定などは、町としてしなければならないと思いますが、EMPにつきましてもまだ国でも対策がないと

いうところがございますので、そこら辺の国からのガイドラインとか、そこら辺を入手をしまして、対応等については考えたいと思います。

この庁舎の機能としまして、EMPに対して防護できているのかということですが、基本的にはそういう防護はございません。EMP、電磁パルスの攻撃ですので、GPSが使えなくなるとか、電話通信機能が遮断されるというところは、状況は認識をしておりますが、今のところそれを防護する手段としては、町としてはないのではないかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 1点だけ。最初の情報提供について、可能な限りやはり知らせていただければ、担当の方も準備、あるいは心構えができるのではないかと思います、その辺を国に申し入れをするお考えはあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） やはり政治的判断ということで、危機管理課としてはその起きた事象に対してどういうふうに対応するのかということが危機管理の仕事であると思っていますので、現在のところ、その情報は大切だとは思いますが、現在、政治的な判断ですので、一危機管理課で国に申し入れをするという考えは今のところございません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今の点について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 危機管理課長が答弁したとおりだと思います。

国家的な対応ということ考えた場合に、我々一地方自治体という観点ではなくて、国としてどう対応するかということになりますので、基本的には国としてどう考えるかということに尽きると思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。

歳入の町民税でございますが、説明によりますと、いわゆる誤賦課に係る追加徴収分、これが900万円です。それで、昨日の説明ですと増減と両方あるんですが、その数字との整合性がどうなのか、歳出もあわせてでございますが、どういうふうな足し算をすればそのような数字になるのか、その辺をもうちょっと内容的なものを詳しくお伺いしたいと思います。

それから、22ページに道路新設改良費がございます。委託料、工事請負費、公有財産購入費と、それぞれ2,600万円、730万円、200万円ということで、総務課長の説明では、スポーツ交流村線ですか、その外3路線という説明でございますが、もう少し具体的に内容を教えていただきたいと思います。

それから松原グラウンドですが、前者もお伺いしておるようでございますが、これまではいわゆる他の事業との調整もあるということで、最終的な一つの形になるんでしょうという説明で、これは設計はできておるんですかね。確認でございます。それから、パース何かはできておるんでしょうか。いわゆる完成図面というか、松原公園を災害復旧でどういう復旧をさせるんだというものが出ておるのかどうか、その辺を、以上3点お願いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 町民税等の課税の誤りに関しましては、今回重大な誤りということで、大変申しわけなく思っているところでございます。歳入につきましては、誤った金額そのまま計上したわけではございませんので、半分程度を予算計上させていただきましたが、歳出につきましては9月補正要求段階でわかっている数字を乗せていただいたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 22ページ、7款土木費3目道路新設改良費でございます。

13委託料でございますが、3路線分が合算をされてございます。1つが先ほど3番議員からご質問のあったベイサイドの部分、それから大船線、石泉線の3路線となっております。

大船線につきましては、三陸道の工事用道路ということで、既存の町道を拡幅して工事の資器材の搬入・搬出に使わせていただいた道路でございます。本来であれば、工事が終わりましたので、原状に復してもとの使用者の方にお返しをするというのが原則でございますが、いずれこれまで狭い道路でありましたが、工事用道路ということで拡幅されたので、そのまま今後とも使いたいということで、改めて用地測量をさせていただきたいという内容でございます。

それから石泉線につきましては、やはり幅員が狭いということ、それから付近に退避所がないということで、いずれその辺の相互通行ができるように計画をつくりたいということで、3路線を計上させていただいてございます。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 松原公園でございます。設計につきましては、平成27年度に予算を計上した際、その裏づけとして当然補助金の申請等々しております。当然、一度工事請負費を計上しているその際の設計は、既に行っております。

パースなんでございますが、その当時のパースはできております。ただ、今回計上いたしておりますのは、補助金が約2億9,000万円、歳出予算が3,000万円を超えております。今回、約2年ほどたっておりますが、改めて教育委員会と松原公園の使い方とか整備内容について、再度の確認をさせていただいております。その中で、若干補助対象にはならないんだけどやはり必要だと思われる部分について、単費対応で予算を計上させていただいておる関係から、現在その単費対応も含めた部分のパースというものにつきましてはきょう現在は手元にはございません。ただ、今後において当然そういったものもつくりながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 税につきましては、半分程度の予算措置であるということでございます。それから、昨日の説明でもございましたが、いわゆる税以外に各制度に係る、影響する部分が出てくるんだと。私思うんですが、特に国保税にも、特に追徴される方ですよ、相当及ぶのではなかろうかという疑念を持っておるところでございます。したがって、税務の進捗を10月末ごろまでには何とか見通しつきたいというお話ですが、もっともっとフル活動して、一日でも一刻でも早くその実態を明らかにすべきと。いわゆる相当、出納にかかわる方々というのは。それからこれはいわゆる申告に基づいてやるわけですよ。果たしてこの修正部分というか、誤賦課に対応する部分というのは、改めて修正申告等が必要になるのかどうか、その辺をもう一回お願いします。

それから道路でございますが、わかりました。それで、私お伺いしたのは、現在保呂毛線をやっておるわけですね。いわゆる橋のかけかえ工事をやっております。それで、現在工事中なのでありますが、いわゆる昔の橋のたもとですね、あそこに行った先に民家があったわけでございますが、そこは当然住宅でございましたので、町で買い取っておるといふ実態でございます。ところが、今仮設橋がかかって、非常にあそこが狭隘な状況になっております。そしてその買い取り町有地に対して、墓石屋に財産を貸し付けたと。そして道路側にガードレールがあるんですが、墓石を道路側にして、あるいはのぼりを立てて、非常に視距の状態が悪いと。ああいう状態というのは、やはりちょっと現場を見ているの



かなという感じが私はするんです。現場も見ないでというか、道路の状況も見ないで財産を貸し付ける、果たしてそういう実態がどうなのかなという思いがございいます。どういう判断でそうしたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから松原公園ですが、そうですね、そういう形で震災前の松原公園は本当に町民に愛されて、多くの町民があらゆる競技、あるいは遊び場として利用しておったわけございまして、復旧事業ですから一定の事業者の制限はあるんでしょうが、やはり将来、今後の南三陸町の松原公園として、我が町の方々に愛されるような設計を組んで、そういう整備をしていただきたいなという思いがございいます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 町民税につきましては、一日でも早く処理できるように対応させていただきたいと考えてございいます。国保税につきましては、影響はあるわけなんです、町民税のほうが決定しないとそちらのほうも即わかるというわけにはいきませんので、できるだけ早く町民税のほうの処理をいたしまして、納税者の方々の負担をできるだけかからないような形でもっていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 下保呂毛付近の普通財産の貸し付けの件のご質問ということで墓石販売業者への貸し付けの件というところですが、普通財産の有効的な利用という観点から貸し付けを行ったものであります。議員ご指摘の販売業者につきましては、道路が狭隘になっている部分、あるいは見通しの分を余り考慮されないまま、販売のためののぼり等を上げたというところ、付近の区長等からもご指摘がありまして、当課で指導させていただきました。

今後は、貸し付ける際にそういった点も十分考慮して、事業に供していただけるように指導をしながら貸し付けを行いたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 税ですが、一日でも早くということで、町民税が確定しなければ国保その他に移行できないということです。ですから、早く町民税を確定して、それぞれ連絡をして、そして特に重要なのは、やはり追徴になる方々ですよ。軽微な額はいいんですが、中には相当額に及ぶ方もあるんだろうと思うわけございいます。そういう方には、今後の対応の中にもございいますように丁寧にご説明を申し上げるということで、なるべく迅速に、丁寧に今後対応していただきたいと思っております。

それから道路でございますが、指導したと課長はおっしゃいますが、現在の状況は見ていますか。いわゆる保呂毛のほうから来て橋を渡っていくとき、どういう道路の状況だか確認しておりますか。（「現場のほうは行って」の声あり）非常に視距が悪いんですよ、やはり。ですから、今指導したといいますが、いわゆるのぼりは立てないようにするとか、ガードレールがありますから境界ははっきりしているんですが、やはり墓石がどんとこの道路沿いになれば、当然視距は悪くなるんですよ。だからもう少し奥のほうに墓石はするとか、そういう指導とか、貸し付けてしまったんですからなかなか今さら大変なことでしょうが、今課長がおっしゃるように期限もあるんでしょうから、なるべくそういう改善をしてくれとか、そういう形で指導はできるんでしょうから、今後もそういう指導に当たっていただきたいと思います。

それから建設課長、将来的にあそこは入り口付近はどうなるんですか。いわゆる新橋が完成の暁には、通りよくあそこは拡張するんでしょうか。そこだけ確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 今後の対応ということでございますが、とりあえず電話で概要をお話しさせていただきまして、それから中には還付になったり納付になったりという形で、なかなか理解が難しいところがございますので、その辺は丁寧にご説明申し上げたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一般質問でもありましたとおり、原形復旧の原則で災害復旧事業を進めさせていただいております。議員ご指摘のとおり、用地は十分確保できておりますので、そこについては災害復旧事業費以外の予算を持って対応していきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 私も現地へ行って確認をしたところでありますが、ちょっと見る角度について、もしかすると配慮が足りなかったのかなというところでは。

実際には、看板を一度設置したものについては移設を要請して、現に移設をしていただいております。それからのぼりにつきましても、道路側にはみ出さないようにというところで指導を行っているところです。墓石の位置が、また道路の見通しの妨げになるという点につきましては、その墓石業者につきましては仮事務所というところで、一定期間借りたいという旨の貸し付けでありますので、移設が可能であれば移設を、あるいは移設まで、

あるいはその販売が終了する期間が短ければ速やかにというところで、再度要請はしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私も15ページで、前議員もいろいろ聞いたんですが、モアイ像の移設について、まず1点目伺いたいと思います。

少し角度を変えさせていただいて、工事費の内訳なんですが、もしおわかりでしたら。例えば同じ業者に発注する予定だということでしたらわかるんですが。1点目。

2点目として、今年度中なんだろうが、移設の時期というんですか、いつごろになるのか。さんさん商店街と袖浜のほうということで、袖浜のほうはもうわかりましたので、これから県との協議の上で移設をするということだったんですが、その点。

あともう一点、私もこういった場で何度か聞いているんですが、モアイのキャラクターとしての当町における位置づけというんですか、スタンス。私も商売柄いろいろ聞かれるんですが、南三陸町とモアイはどのような関係なんですかと聞かれるんですが、そのときの何ていうんですか、説明とか、私もある程度は知っているんですが、そういったかわりをどのような感じで捉えているのか。

第2点目の質問といたしまして、同じように26ページ、松原公園の復旧ということで、私も聞きたいことはほとんどわかったんですが、1点角度を変えて伺いたいと思います。私はよく、今も前の保健センターの隣でグラウンド・ゴルフをやっている方たちが、朝もやっていました。そしてその人たちによく言われるのが、グラウンド・ゴルフができるところはいつでもできるんだということで、再三聞かれます。元気な高齢の方たちなんですが、それで、先ほど前議員にもあったような設計なんですが、グラウンド・ゴルフができるような設計に、それだけではないんでしょうが、それにも使えるような設計になっているのかどうかという確認をお願いしたいと思います。

時期的にはいつでもできるんだといっても、先ほど課長の答弁があったように、6月に仕切り直しをして浄水場及び仮置き残土の関係で平成30年度の末ごろにできるということで、具体としては再来年の3月ぐらいまでにできるという答えをすればいいんでしょうが、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） モアイの移設の時期であります、まずさんさん商店街への移

設の時期は、先ほど申し上げましたがD棟の南側の敷地整備を改めて行います。その工事の時期に合わせるということになりますので、秋から冬にかけてということだと思っております。

それからサンオーレ周辺への移設の時期なんですが、先ほど申し上げましたように、県との協議を経てからということになりますし、そういうことを考えれば、年末から場合によっては年明けになるのではないかという見込みをしております。

それから見積もった数字といいますか、そこなんですが、庁舎の中での話し合いをした上で、古いモアイ、新しいモアイそれぞれの運搬の経費がやはり一番かかると。それから移設をする場所の土台をつくり、一定程度の安全対策が必要ということで、それを技術系の職員に見積もりをしていただいたというところでございます。

それからモアイのスタンスといいますか、かかわりでございますが、改めて申し上げるまでもなく、古いモアイにつきましては、1990年チリ地震津波の30周年記念、記念というわけではないのですが、その時期に合わせましてチリ共和国との友好、防災のシンボルということで、松原公園にこのような施設の整備をしたという経緯がございます。今回、津波で流出をいたしまして、日・チリの経済委員会、日本側とチリ側との双方の意見が一致をしたということで、新しいモアイも頂戴をすることになりました。

モアイの意味というのが「未来に生きる」という意味なんだそうで、まさに復興から全力で立ち上がろうとする我々南三陸町民にとって大変ありがたいものだということから、4年ほど前から設置をし、そして訪れる方々にも、地元の方々にも親しんでいただいたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 松原公園でございます。2年前に予算を計上させていただいた際には、陸上競技場、グラウンドですが、その中については土系舗装部分がございます。土の部分ですね。今回、今議員ご質問のとおり、グラウンド・ゴルフをなかなかやる場所がないという話も当然耳に入っております、そういった部分にも配慮したしつらえにできないのかという協議をさせていただいております。結果として、陸上競技場のトラックの中ですか、全て張芝、野芝で整備をしようと、その部分で元気な方々にグラウンド・ゴルフをやっていただくという意図を持っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 企画課長、事業の内訳わかるの。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 内訳につきましては、私のほうで今ちょっと手持ちはしてござ

いません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません、もう一点。

完成時期、見通しの件でございますが、ちょっとまだ工事発注をする前でございますので、なかなか確定的なことは申し上げにくいということをご理解いただきたいということでございます。

先ほどもご説明させていただきましたが、まず平成29年度に発注をして、着手できるところから平成29年度内にも着手をしていきたいと。ただ、どうしても平成30年度への繰り越しは避けられないだろうとっております。平成30年末を当然明許繰越の次は事故繰越ということになるんですが、できるだけ早くと思っております。ただ、先ほど申しましたとおり、浄水場の移設時期のタイミングとかの関係で、平成30年度末を目指すんですが、それが叶わない可能性も全くゼロ%ではないのかなと。ただ、それを限りなくゼロにするように、何とか水道事業所含めて調整をしてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） モアイの件なんですけど、大体わかりました。そこで、移設の時期がさんさん商店街ですと秋から冬にかけて、サンオーレは年末を挟んでみたいな形で。そこで、少し細かくなりますが、移設の場所なんですけど、さんさん商店街はD棟ということで課長より説明がありました。そこで伺いたいのは、かつてモアイの像とか、駅前にもモニュメントがあってライトアップしていたんですが、今回この移設に当たって、商店街でモアイ像をライトアップする予定というか、現在でも何か三角のツリーみたいなやつがライトアップされていますが、その点に関して。

あとサンオーレのほうはこれから場所を検討ということなんですけど、希望というか、もしあれでしたらそのようなところなので、できればいい感じで記念写真が撮れるようなそういう場所をつくとよりいいのではないかと思いますので、場所選定の上で考慮に値するかどうか、伺いたいと思います。

次の松原のほうなんですけど、大体のことはわかりました。そこで、もし今後誰かに聞かれたら、トラックの中が芝ということで、立派なところができるということで当分は答えさせていただきたいと思います。

そこで、当分できないということなので一つ伺いたいんですが、現在でもいろんなとこ

ろを見つけてグラウンド・ゴルフをやっているようですが、戸倉でも公園の近くの場所でやっています。そこで伺いたいのは、公営住宅等の緑地でグラウンド・ゴルフはやっているかどうか、そういう決まりというはあるのかどうか。あともう一点は公園なんですが、ちなみにきのうですか、帰りにいつもとは逆方向の病院の裏側のほうに回るように帰ろうとしたら、その公園がすごい状態になっていまして、こういったところもグラウンド・ゴルフに利用できるのかどうか、もしできるようでしたら、そういった方たちに清掃の補助金なり何かでしていただくのもいいのかなと思うんですが、公園及び住宅の緑地がそういった目的で使用できるかどうかの確認というか、お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） モアイの利活用というところで、ライトアップなどというご提案でございましたが、いろいろそのほかにもアイデアはあると思いますので、効果が出るような使い方をしていきたいと思っております。

それから袖浜の場所なんですが、どこに置くかはまだこれからということは申し上げたとおりなんですが、仮にあそこで記念写真を撮るとした場合に、どこで撮っても背景にはきれいな海、あるいは荒島等々がございますので、その辺につきましてはとてもよいロケーションでありますので、そういった部分も考えながら設置場所を考えていきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅の敷地の中の緑地の利用ということでございますが、管理するほうとしてはあそこの利用に関して特に規制を設けてはございませんので、当然広さの問題があると思うんですが、その辺がもしクリアできるのであれば、そこは自治会等の中でしっかり利用方法を決めていただければ、特に問題はないかなと考えてございます。

それからご指摘にありましたその公園につきましては、一昨日町長のほうから強く指示をいただいておりますので、現在とりあえずもとの姿に戻すように対策をとっているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりましたが、モアイの移設なんですが、商店街のD棟のほうということですが、ライトアップ等を考えると、まだ今建設というか、つくっているところなんですが、道の駅側のほうでももしかすると効果的ではないかと思うんですが、時

期的なものもあるんでしょうけれども、そういったことも検討していただきたいと思います。

もう一点、町とのかかわりというか、課長より1990年、30周年のときの災害のシンボルそしてモアイ自体は未来に生きると、そういう説明がありました。そういった説明等を含めて、商店街ならずともサンオーレのほうにも、小さくていいのでそういった説明文、ちなみに私の場合は50年近く前にチリ地震津波があつて、そのときの被害が大きく、そのときの関係でチリとの関係もでき、モアイ像がこの町にあるということを、ただ、10年前に合併して南三陸町となったので、そういった旨も余計なことながら伝えながら、案外観光というか訪れている人たちは、この町とモアイとの関係を、繰り返しますが余りわかっていなく、商工振興なり観光振興の中の一端として認識しているみたいなので、そういった説明文等をもしつけていただけると、より町にとってキャラクター等になるのではないかと思いますので、そここのところも検討をお願いしたいと思います。

あと松原公園に関してなんですが、ほとんどわかりましたので、ただ、草刈りなんですが、それも町長がついに、戒厳令ではなくて何というんですか、非常事態宣言を出したということで、私も実は先日の開庁式の時も、天皇陛下等が来るときみたいに、以前の魚屋の仮設の店舗あたりの道路を慌ててというか、ぎりぎり立派にされたようなので、これはそういった動きからも今回の非常事態宣言が出たのかという思いでした。

そこで、町としてもこういった雑草等に関して、どういった形かでうまく管理できるようなシステムというか、何かの制度を確立していただきたいと思います。例えば草刈機の貸し出しとか、ただ危険なものですので、いろんな安心・安全からすると問題をクリアするのは大変かと思うんですが、いろんな形できれいな町を目指していただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） モアイのゆかりですとか町との足跡といったものはもちろんですが、今回復興で公園や中橋、商業施設、これからたくさん市街地にそういったものができてまいりますので、そういう多くのご支援があつてのおかげだということも合わせながら、そういう看板といいますか、説明板というか、これはモアイならず統一した形でその感謝の気持ちをあらわす、そして町民がなぜこういう復興になったのかということの日々わかるような、復興の歩みの意味でもそのような説明板の整備というのは考えていきたいと思つています。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅の草刈りといいますか、現在も実は自治会とお話をしながら、管理機とか芝刈機のご用意はさせていただいておりますので、まだ自治会が組織されていない団地もございますが、今後それぞれの団地の自治会とご協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「7番」の声あり）7番高橋兼次君。皆さん簡潔に行うように心がけてください。

○7番（高橋兼次君） それでは簡潔に、7ページ地方債補正について。

起債の方法、証書借入または証券発行ということになっているんですが、これまで証券発行したことがあるかないかですね。なければよろしいんですが、あればその内容について。

それから、17ページ10目23節の過年度被災者支援総合交付金返還金ですが、この内容について、これはどういうことなのかですね。

それから20ページ2目の水産業振興費の中の13節委託料、多分これは市場の大日本水産会からの認定にかかわるものかなと思うんですが、その詳細についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 7ページの証券発行につきましては、過去にもございません。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 被災者支援費の100万円の返還金でございますが、これは平成28年度に国の交付金を利用して行った事業の精算でございますが、交付決定は4,900万円ほどいただきましたが、実際は3,990万3,000円の事業費ということで、精算の結果、903万7,000円を返還することになったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 20ページの優良衛生品質管理市場の認定調査業務委託料ですが、議員ご質問のとおり、相手先は大日本水産会と連携を組んでおります海洋水産システム協会という認定審査を行う機関がございまして、そこへの認定にかかわる調査費用の委託という観点でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それでは2点目の返還金ですが、この返還するものによってから支



援業務が縮小されたということはないんですね。わかりました。

それから2つ目、簡明にします。その認定調査ですが、聞くところによると認定は買受人に有利といいますか、結局認定されれば買受人にシールが渡って、そのシールをつけてやると市場でも高く評価されるというようなシステム内容みたいに聞いたんですが、それが果たして買受人だけにとどまらず、高く売れた場合にですよ買受人にとどまらず一般の漁業者までおりにこないと意味がないので、その辺あたり今後の指導が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 確かにご指摘のとおり、市場がそういった認定を受けるといことで、一義的には水産、水揚げしたのものに対しての付加価値という部分が高まるということ。それから箱等に梱包して出荷をする場合に、そういった優良市場のステッカーを張って、少しは付加価値が上がるんだろうと思います。そこの部分から消費者に向けてという部分については、直接消費者向けにそこから出すものについては同様の措置は可能なのだろうと思いますが、加工等を踏まえてやった場合の部分については、若干私どもも少し勉強させていただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 時間もびったりですので、そのような指導でスタートしていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 7番議員からのご質問の中に、地方債の補正の中で証券発行の実績はないのかということでお尋ねがございまして、過去も含めてございませんとお答えしたところでしたが、改めて調査いたしましたところ1件ありましたので、答弁を修正させていただきたいと思います。

平成19年度に斎場の整備事業を行っておりまして、このときに発行された共同発行公募債と

いうのがございまして、宮城県を含めて県内の7自治体が共同で債権を発行する方式によりまして、ケヤキ債と名のつくものを発行してございました。修正しておわびを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 次に、8番議員に対する答弁漏れがありますので、発言を許可します。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 先ほど8番議員から、誤賦課に関する申告が必要かというご質問があったわけなんです、今回につきましてはこちらのほうで今回の補正予算の成立次第賦課更正をかけますので、それからの手続になりますので、住民からの申告は必要ないということでご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ほかに質疑はございますか。15番山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 13番議員も伺っておりましたが、15ページの19節空き家改修補助金並びに空き家バンク仲介手数料補助金、さらには空き家バンクの登録奨励金ということで、私も確認を兼ねてこの1点をお伺いしたいと思います。

現在、調整監が先ほどお答えになっておりましたが、よろしいですか、改めてこのバンク登録状況はどのようになっておるのか、この1点をお伺いしたいと思います。まずもってその点、お答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 今現在、空き家バンクというものはまだ立ち上がっていません、今後この補正予算が成立し次第、この措置と合わせて立ち上げる予定にしております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 勘違いをしておりました。それで、以前この空き家の調査ということでお示しをされておりましたが、現在どのぐらいの調査の状況、戸数ですね、各地区に点在しておりますが、それではその点を改めてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） お答えします。

以前、平成27年度予算において計上されておりました空き家調査の経費につきましては、空き家の全棟調査を行ったわけではございません、既に存在する空き家の代表的な類型についてどういう状況かと、あるいはどういうところが補修が必要かなど、そういう対応について抽出した上で代表的なものを調査したということございまして、全棟調査というものは南三陸町においては今のところ行っておりませんので、空き家全体が何軒あるかということ

は把握できておりません。以上です。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 調査の経過報告といたしますか、写真、資料配付をされましたね。そういう状況から現在に至るまで、どのような調査を進めておられるかということで確認をさせていただいたのですが、明確にはまだわからないということですが、それでは、この空き家の状況ということで、別に限定して質問するわけではありませんが、志津川地区に限って調査を進めてまいりましたね。たしかそのように私は受けとめております。それで、その空き家が既に、個々でお借りをして改修工事等を進めている方がおるんですが、ここで確認をしたいのは空き家の改修補助金並びに空き家バンクの仲介手数料というのは、全てセットになっておるのか。登録をした段階でなければこの補助の対象にならないのか、既に行っている方がおるわけですね。その方がこれから町のほうの声がけで登録をすれば、その対象になるのか。その辺だと思うんです。地元の大工を使われて、改修をなさっている方もおります。定住をするということで、何よりであるというこの有効活用なんです、その辺が定かでないでお伺いをするわけですが、いかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） お答えいたします。

基本的には本件補助金につきましては、今後立ち上がる空き家バンクの利用促進のための支援措置という位置づけでございますので、基本的には空き家バンクに登録していただいた物件に限るという取り扱いになろうかと思っております。そうですね、そういうふうになろうかと思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） いや、登録したものだけということ。震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 既に単独でご自分で改修なさった方々については、今回の補助金の対象にはならないかと思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 10番山内です。

土木費からちょっとお伺いします。22ページ道路新設改良費ですが、3目公有財産購入費、道路地の購入費ですか、この中で現在復興途上でいろいろ道路改良とか新設とかをなさっているわけですが、そういった中でいろいろやっておりますが、ここ200万円ですか、どの辺が今回こういう該当になっているのか。また道路路線といたしますか、そういったことがわかれば教えていただきたいと思っておりますし、その辺から1点お願いします。

それから25ページに移っていただきまして、災害復旧費、漁港施設災害復旧費ということで、委託料、これは防潮堤と一緒になるフラップゲートの取り付けだと思いましたが、先ほどの説明では本町で初めての設備、施設だと思いましたが、これもどの辺にどういったことでこうなったのか、前からそういう設計だったのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

それから、最後にもう一点ありますが、27ページの復興費の中で防火水槽の設備工事となっております。防火水槽とかそれから消火栓といったものの現在の整備状況というのがあれば、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、土木費についてご説明申し上げたいと思います。

17節の公有財産購入費でございますが、2路線ございます。一つは入谷信倉線でございます。これにつきましても三陸道に工事において拡張したものでございまして、これまで借地をしてございました。昨年度で購入しきれなかった分がありましたので、今回計上させていただきました。もう一路線は名足小学校線でございます。これにつきましても昨年度で対応できなかった部分がございましたので、改めて補正を計上させていただいたという状況でございます。（「議長、建設課」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 漁港施設災害復旧実施設計業務委託料でございますが、議員ご指摘のとおり、いわゆる従来は横引きゲートと申しましてスライドする方式でございましたが、先般の津波災害を受けまして、人の手を介さずに樋門を閉める、そのために今回フラップゲートと称するものを採用するための設計業務委託費を計上させていただいております。これはいわゆる海面の上昇に伴いまして樋扉が上がってくるといいますか、浮力を利用して扉を閉めるという機構になっております。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 防火水槽の設置でございますが、この復興費での市街地復興関連小規模施設整備事業費につきましては、市街地の防火水槽の設置でございます。この部分につきましては、天王山、天王前、南町、大森町の4カ所にこの経費で設置をさせていただきます。そのほか、防火水槽につきましては消防費のほうで年3つ、大体毎年7つから8つぐらいの計算で、今建設をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） いろいろご説明いただきまして、ありがとうございます。

1つ目のほうですが、これは2路線ということで、信倉線初めということをお話いただきました。近年、いろいろ要望があって担当課でも大変でしょうけれども、これから寒くなって冬場を迎えるわけでございまして、いわゆる狭隘な道路とか生活路線については、やはりもっとスピードアップして、路線の整備、そのための購入とか、新設道路については特化してやってもらえればいいのかと思います。切実な地域の実情もありますので、要望の多いところについてはやっぱり検討すべきですし、さらに長く計画的に延びるような場合、多少地元の説明みたいなものももしあればと思いますが、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

2つ目は、フラップゲートです。これは新聞等に見ますと気仙沼地区方面ですか、そういったところでも取りつけるということで、載っている記事を見たことがあります。それで本町にとっては、先ほどお話ししたように最初から設計でやられたのか、こういったものは初めてですので、いわゆるメリットといいますか、いい点があるからやるんでしょうが、マイナスの面といったことは、地区民の方のそういった反対とか、あるいは声というのはなかったんでしょうか。よければ、いわゆる要望があればさらに取りつけられるのか、その辺も含めてお願いします。

それから、3つ目の防火水槽ですか、そういったことで天王前初め4カ所とお話しされました。そのほかにも地区は広いので、震災から6年目、7年目に入っています。まだまだ整備しなければならない箇所が私から見ますとあります。その辺の今後の、年7つとっていますが、その辺の計画というのは順次できているのか、その辺もお話いただけます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 防火水槽については、消防水利の基準に従って設置をしますので、消防署と一緒に検討しながら設置を進めさせていただいております。これについては全て消防署に相談をして、消防水利の規則がございますので、その水利に従って計画をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そうですね、建設課にご要望いただく中で一番多いのが道路に関するご要望が一番多いんだと考えてございます。どうしても限られた人数、それから限られた財源の中で対応するということになると、議員おっしゃるようにスピード感に欠ける点多々あるかとは考えてございますが、なるべく時間をかけないでスムーズにできるようにこれからも努めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） フラップゲートのメリットといたしましては、先ほどもご説明申し上げましたように人の手を介さずに門扉を閉めることができるというところが一番の利点かと思っております。従来の横引きゲートの場合、手動もしくは電動ということで、やはりいずれにいたしましても人の手を介するということが必要でございますが、今回のゲートは先ほど申しましたように水の力、浮力を利用して門扉を閉めようということでございますので、例えば高潮、あるいは津波が襲来するときに現地まで人が赴いて門扉を閉めるという必要はなくなります。それが一番の利点かと思っております。

また、短所といたしましては、やはり門扉が閉まるときにいわゆる浮力を利用してということで、若干時間がかかります。そのときに例えば戸当たりといわゆるゲートとの間に流木等が挟まって、完全に門扉が閉まらないようなケースも想定されます。これにつきましては、今後メーカー側とその対策等について協議をしてみたいと考えております。

それから、このゲートの採用に向けて、地元の皆様方のご意見ということでございますが、まだ防潮堤事業の詳しい説明については、今順次各地区を回らせていただいております。そのときにこのゲートにつきましても一緒にご説明申し上げておりますが、おおむね皆様同意いただいております。ただ、先ほども申しましたように、まだこれから全地区を回ってまいりますので、いろいろご意見を賜っていくことになろうかと思いますが、それにつきましても丁寧にご説明申し上げ、ご理解いただくように努めてまいります。

それから、今後こういったゲートを地元の方々からご要望があれば設置できるかということでございますが、今回の防潮堤事業、いわゆる災害復旧事業として行うもの、それから新たに防潮堤を整備する事業と二通りございますが、いずれにしましても両事業でもって全地区防潮堤を整備してまいりますので、そういう意味では整備が完了したときには、全地区こういったゲートがつけられている状態であるということになります。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 今1番の道路関係はわかりました。迅速にそういったことに取り組んでもらいたいと思います。

それから2つ目のフラップゲートは人の手を煩わさなくても門扉が閉められる構造であるということで、利点はあると思いますが、いわゆる作動が完全でない部分ももしかするとあるといったことで、やっぱりその辺のメンテナンスといえますか、そういった整備をいつも完

全にやっておかないと、定期的やるんでしょうが、万が一のときに作動しないのでは困りますので、そういったことでやっていただきたいです。

それから、景観ですね。防潮堤で高くなると、よそのことを言ってあれなんです、本吉町のようにかなり防潮堤が高いと、やっぱり海も見えませなし、またせっかくの景観を損なうといったこともありますので、防潮堤を高くするよりフラップゲートのできるのであればそのほうがいいのかと私は思ったんですが、その辺は担当課ならず地域の要望もありますから、そういったことに取り組んでやってもらいたいと思います。

それから最後の防火水槽なんです、これはそういう規定に従ってやるということで、それは当然です。しかしながら、やっぱり地域の要望ということも少し酌んで、点検、それから要望のあるところについては再度そういったことを組み込んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 景観ということにつきましては、最近よく防潮堤事業のおくれの一つとして、景観を損なうということで地元の方々のご協力が得られないというケースも報道されております。今回私どもが計画しておりますのは、いわゆる河川堤防のような土墨タイプ、それから議員ご指摘にございましたようないわゆるコンクリートの壁、これは、事業用地が幅広に確保できる場所は先ほど申しましたいわゆる土墨タイプ、余り広く確保できない場合はいわゆるコンクリートの壁というタイプになってまいります。議員が特にご指摘になられている景観上の配慮という意味では、コンクリートの壁タイプが該当しようかと思っております。これにつきましては、できるだけ化粧型枠と申しますが、壁をコンクリートの壁そのものというのではなくて、何か少々模様をつけるといいますか、そういったところで少しでも緩和するようなやり方、それから漁民の方々は特に海が見えなくなるというご意見も承っております。それについて、それへの対応になり得るかどうかわかりませんが、コンクリートの壁をつくる場合には、できればガラス窓といいますか、いわゆる内陸側からその壁越しに海のほうが見られるような、そういった設備等も考えてみたいと思っております。

それから、先ほど申しましたフラップゲートのようなものを採用するのであれば、防潮堤にかわってそういったことで対応できないかというご指摘にございましたが、今回のフラップゲートを設置する場所と申しますのは、いわゆる防潮堤と岸壁、物揚げ場のほうへまいります道路とが交差する、いわゆる陸こう称するところのみ設置するものでございまして、防

潮堤全般のかわりに自動起立式のフラップゲートを取りつけるというのは、これは経費の面からも少々無理があるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 防火水槽の設置につきましては、議員のご指摘のとおり、地域の行政区長等と、今後しっかり要望確認をしながら優先順位をつけて対応したいと思います。ただ、どうしても1基当たり600万円ほどいたしますので、年間につくる数が限られてまいります。その中でしっかり優先順位をつけて消防署と相談をして、あと地域の意見もしっかり入れながら検討していきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど来、同僚議員からも二人ほどモアイ像の移設の工事の質問がされております。15ページですか。企画課長のほうで答弁なさっているんですが、企画課でこれをやるんですかね、どこか別なところでやるのではないかなと思うんですが。この科目を見ると財産管理費になっていますね。企画課長の答弁ですと、この移設工事の中身はわかっていないような答弁でありました。お昼休みがあったから、1時になって再開したときにその話が出るのかなと思っておったんですが、出なかった。調べていないのかどうか。企画課長がわからなくても、どこでわかっているの。どの課がわかっているの、この600万円の根拠ですよ。それを知りたいということで同僚議員が質問しているんですから。それが無いのに、ただはい、はいというわけにはいきませんよ。

それから、ソフトバンクでなくて、空き地か、危なく語ってしまったな。そのバンクね、町では把握していないと。把握していないということは、あるかないかわからないということでしょう。あるかないかわからないものに予算をつけて、何をしますか。何を根拠にこういった登録をすとか改修補助金を出すとかとやっているんですか。去年だったか、どこかの団体に空き家を調べてもらうために委託費か何かでとって、そうしたら二、三軒見つけたというのは写真で私とかに報告があったんですが、それらは既に空き家ではなくなったという解釈でいいのかな。そのために、今町では全く、全くというか、把握していないという話になっているのかどうか。その辺です。

それから先ほど来、町税の関係で全員協議会も開きまして、いろんな説明を受けました。それで今後そのようなことのないようにというお話でありましたし、その間違っただけというお話のときに、職員の理解不足というんですか、要するに住宅のミスと同じように、理解度といいますか、職員の方々の仕事に対する知識不足といいますか、そういった方々がやっ



たためだというお話でありました。そういった職員に対する、何ていいますか、指導といえますか教育といえますか、私もこの関係で一般質問もしていますので再度お話をさせてもらうんですが、部下職員に対してその指導をするのが多分課長かと思うんです。ここに南三陸町職員倫理規程、職務分掌とでもいうんですか、規程があるわけですよ。倫理規程。総務課長あるいはほかの課長方それぞれ違った規程がありまして、ここにおられる方々皆さんおわかりかと思うんですが、服務規律の徹底に関し、職員に対し必要な助言、指導を行うとうたってあるんですね。必要な助言それから指導、教育まではうたっていませんが。それで税務課長に聞くんですが、あなたは例えば部下職員に対しての助言、あるいは指導をする際に、どれぐらいの時間でやられていますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まずモアイの関係でございますが、新しいモアイを頂戴いたしましたときは、町としてご寄附をいただいたと。いわゆる町の財産としての管理をしてきた経緯もございますので、財産管理費に乘せさせていただいたというところでございます。

それから600万円の詳細な設計書というものは、先ほど申し上げましたように、内部ですが、内部の建設事業の技術系の職員に大体の報酬、仕事ごとにこれぐらいの費用がかかると見積もっていただいた形の上でのご提案となりますので、詳細な積み上げという部分は持ち合わせてございませんが、後ほどもう一度その内容について、担当の技術系職員につくっていただきながら、そこを補足で説明をさせていただく機会があればと思っております。

また、当課がこの業務にかかわるといふか、予算の説明をさせていただいている部分は、震災後も含めまして、モアイにつきましては本体をいただいたり、それから高校生のいろんな活動など、支援団体とのかかわり全般を当課のほうで担ってきたという経緯もございます。ただ、実際に移設工事の段階になれば、事業課のほうに事務移管をしてお渡しをするということになると思いますが、予算関連につきましては私どものほうで対応させていただくということでございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 指導の時間ということでございますが、ものによって対応時間が多分短かったり長かったりすると思うんですが、相手が理解するところまでという形になるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 空き家バンクに関しまして、2点ほどご質問いただきま

した。

1つ目が、空き家自体があるかどうかわからないのにどうやって計上したのかという点かと思いますが、現在足元のこの時点での空き家の総数という正確な数字というものは持ち合わせておりませんが、例えば平成20年度、震災前でございますが、総務省が行っている住宅土地統計というものがございまして、少し古いデータですが、その中では我が町で390件ほどの空き家があるというデータがございます。したがって、現在において正確な数字はわからないのでございますが、同じ程度の空き家というものは存在するのではないかと考えております。

それからもう一点、一昨年度、平成27年度予算での空き家調査の関係ですね。この点につきましては、当該空き家調査において合計で11件ほどの空き家の実態を解明したということになっておるかと思いますが、ここで把握した空き家11件が現在賃貸されているのか、あるいは売却されているのか、その追跡は残念ながら行っておりませんが、いずれにいたしましても、今回の空き家バンクに登録されれば、必要な支援措置が受けられる場合があると考えております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いいかな。その企画課長の後で、ということですね。積み重ねた何かを足りるための図面とかといったものではないわけだから、それは知っているんです。ただ、予算を計上するという事は、技術系の職員から話を聞いて、大体このぐらいかな、それで出すからなでは、私はまずいということを行っているんですよ。やっぱり質問されたらきちんと答弁できるような根拠をきちんと持ってここに臨まないとだめですよ。それはあなた方の仕事じゃないんですか。大体とか適当だと思っておりますよ、そのやり方は。それはいけません。私もこれは紳士的になってできませんという話をするんですが、時間は余りかからないと思うけれども、休憩中にでもちょっと聞いて、同僚議員たちにきちんとした説明をしてください。

それから、税務課長、人によって短くなる時もあれば長くかかる時もあるというお話ですが、そうしますと相手が納得、理解するまで何時間でもやるわけですね、理解できるまで。そういうふうにとられますけれども。最高長くて何時間やりました、あなた。

それから390件ぐらいあるということではありますが、私が先ほど言ったのは、どこかの団体に委託して、調査費ではないんだけど、それでやったときがあるんですよ。それが結果として出てきていないのかな、報告が。我々そのときに写真とか何かを写して、こういう家

もありましたと二、三件だったかな、3件だか5件だったね。それ以上見つけることができなかつたのかということですよ、あれだけの委託費を出して。あれはどこだったか、観光協会だったか、商工会だったか……。

○議長（星 喜美男君） 三浦議員、それは先ほど11件あると答弁しています。

○14番（三浦清人君） 11件。その報告では11件あるということですね。そうすると、今はそのときの調査の結果の件数はわかるけれども、現在どうなっているかわからないと。総務省の調べでは390件ぐらいではないかということですか。わかりました。では、それはいいです。

○議長（星 喜美男君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まずモアイ像の撤去の工事費の内訳の関係で、私から答弁をさせていただきます。

本件の600万円という予算の根拠の100点の回答にはちょっとならないかなとは思いますが、最初、仮設のさんさん商店街の駐車場に設置してあるモアイを新しいさんさん商店街のゲートの南側の部分のいわゆる町有地換地の部分、既に盛土が計画高まで上がっているところにまず移設をしたほうが、チリの善意で贈っていただいたモアイ像が多くの方々にということ、最初はうちで移設をという話がございました。その際、私が職員に対しまして、参考見積もりをちょっと業者からいただいでみてくださいという話をさせていただきました。ざっくり申しまして、外壁にフェンスを回してある、そしてしっかりした石張りの土台があるというあたりで、ただ、そのモアイ像を設置して、台座の中に鉄のパイプが刺さっているわけですよ。その具体の詳細の設計書がないという中で、概算の参考見積もりをいただいております。その金額、参考の見積もり書が今手元にあるんですが、大体300万円ぐらいというのが出ておりました。その後、高校にあるモアイにつきましても、今高校に頭部がある、そして胴体部分が役場第2庁舎の南側に今置かれてあるんですが、それをサンオーレそではまのほうにも合わせてという話がございました。そうすると、うちは市街地整備の担当でございまして、企画課の方に実際にやる部署の調整等につきましても、実際施工する部署については企画の方で調整をお願いしますということにさせていただいております、実際高校のモアイをサンオーレにという部分についてまでの見積もりは私は現在持ち合わせておりませんが、一方のほうは300万円というざっくりした見積もりがございまして、今後その倍という中で、必要な移設の中身を詰めていこうというものかと理解するところであります。以上です。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと説明の仕方が悪かったようでございまして、人によってということではなくて、ものによってといいますか、案件の難易度によって時間が違うのかなということございまして、コミュニケーションをとりながら指導するわけなんですけど、もしかすると私の理解不足がある場合はちょっと時間がかかるかもしれないということございまして。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 課長、何ですか、人によってではなく案件によってということ、あなたの理解不足というか、あなたが理解するまで、指導なのか教育なのか、説教なのか八つ当たりなのかわかりませんがね、その辺なんです。申しわけないけれども、あなたのことばかり言っているんじゃないからね。今例を出してあなたのことをたまたま、町税の関係だからやっているの、これは全ての課長に聞きたいわけなんだけれども、たまたま今質問がこの税金の関係が間違っただけだから、部下職員に対しての教育はどうなっているんだということしゃべっているんであって、あなた一人だけがいじめこじめしているということ言っているのではないですよ。いじめこじめって言葉は当てはまりませんけれどもね。やっていないと思いますがね。ただ、いろいろと部下職員もストレスもたまってきていると思うんです。震災から6年もたって、いろんな仕事に追われて、仕事だけでもたくさんなのに上司からがみがみ、ちんたらちんたら言われると、さらにストレスがたまる、そして病気になってしまう。入院しなければならないと。私は一般質問でも話しましたが、そういうことはないかと思いますがね。理解するまで話せ何ていうことはなかなか難しいと思いますよ。あなたの考えの理解と職員の考える物事というのは違うと思うので、1足す1は2だという基本的なことを教える指導をするならいいですよ。だけれども、仕事以外のこととか個人の思想とか、そういったことを話したってこれはどうしようもならないんだ。それを理解するといつたって無理な話だから。そういうことで、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第95号 平成29年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第95号平成29年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第95号平成29年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、各種納付金及び交付金の額の決定に伴う歳入歳出それぞれの補正、並びに歳出において還付金の増額補正等を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第95号の細部説明をさせていただきます。

もう一度、議案書32ページをごらんいただきたいと思えます。

補正予算第1号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億143万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ28億8,643万5,000円とするものでございます。

補正後の予算額を昨年同期と比較しますと、額で2億2,550万円ほど、率にして8.48%の増額となっております。

内容でございますが、33ページ、34ページをお開きください。

歳入の補正額をごらんいただきます。平成28年度からの繰越金の額が確定したことによる増額の補正が主な内容となっております。

歳入でございますが、38ページをお開きいただきたいと思えます。

3款国庫支出金2項の国庫補助金でございますが、財政運営の都道府県化に伴うシステム改修などに係る経費として280万円ほどを計上したものでございます。

10款の繰越金につきましては、確定額ということで9,800万円ほどを補正計上させていただきました。

歳出につきましては、39ページをごらんください。

3款の後期高齢者支援金ですが、今年度分の負担額が確定したことによる減額となります。

4款の前期高齢者の納付金につきましても、平成28年度の額の確定による調整ということになります。

次ページをお開きください。

6款の介護納付金につきましても同様でございます。8款保険事業費の1目特定健診調査等事業費で、第三期特定健診等実施計画作成業務の委託料として162万円を計上しております。

最下段の11款1項の償還金及び還付加算金ですが、保険税の過誤納還付金として2,000万円を計上しております。これは国保税における雑損控除の適用誤りがございましたのを個人住民税におけるものを受けた補正でございます。件数等につきましては、住民税の更生件数が確定していないため、概数の数字になります。

41ページです。3目償還金につきましては、前年度分の交付金や補助金精算に伴う償還金として繰越金を充てる措置をとってございます。

12款の予備費は、歳入の残部分について財源調整を行わせていただいたという内容でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。それでは、2点ほどお伺いいたします。

39ページの歳出1款の一般管理費の中より、13委託料32万4,000円とありますが、システム改修委託料とありますが、このシステムは新しいものなのか、庁舎を新しくしたのでそれに伴うものなのか、その辺をお聞かせください。

それから次の40ページ、8款保健事業費、特定健診等事業費の中の13委託料です。162万円ほどとっていますが、毎年行われています健診で、この健診を行うことによって給付が減るであろうと思われませんが、これらの分析を昨年度と比べてどのように、決算にも出てくるかと思われませんが、効果のほどをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 最初に歳入のシステム開発費のほうなんです、庁舎の移転とは直接は関係ないんですが、国の制度の改正による部分、それから月報の作成の仕方の改正に伴うシステムの改修ということでございます。

それから健診の効果なんです、数字的なものはちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ぜひこの健診の結果というものは、町民にとって大事なものでございます。これは給付を抑えるためにこういういろんな特定健診をやっているわけですので、ぜひこの分析結果を提示していただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 答弁できるのではないですか。ないの。では、後刻答えるということではよろしいですか。ほかにございますか。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。

今システム開発費補助金と歳入で説明されて、いわゆる制度改正という形でございます。それで、今般の当町議会にもいわゆる意見書採択についての請願が出ておるところでございます。その国民健康保険事業について、いわゆる都道府県化という形になってございます。それが2018年の4月から移行ということでございまして、請願の内容によれば、事業費納付金、標準保険料試算もまだ決定されておらないと。いわゆる現在の状況で来年の保険料がどうなるのかさえも議論できない状況となっております。具体的な数字が出されず、何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されておるんだという内容になっておりますが、現在の宮城県の進捗状況というのはどういう状況にあるのか、お知らせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 現在の県内の進捗状況ということでございますが、県のほうで国保運営協議会を設置いたしまして、その国保の運営方針、新しい宮城県の運営方針を今諮問している段階でございまして、その中で各市町村に照会をかけておりまして、それが今月中に出そろって、それをまとめてもう一度県の運営審議会で審議するという形になってございます。それと並行いたしまして、各市町村で三つの部会に代表者が出ておりまして、その打ち合わせをしております。その意見を大体10月中に取りまとめまして、その後先ほどの国保の運営方針とあわせて県の運営協議会で審議するという形になってございまして、その後県議会で審議していただくという、県の条例の改正等々、あるいは予算を審議していた

だくというスケジュールになってございます。それらが出そろいましたらば、町のほうの条例改正等となるわけですが、県の審議が終了次第ということで、今のところ1月ごろの目標になると思うんですが、そのころに数字的なものが出されるのではないかなということで、進んでおります。

当町におきましては、それら国保運営審議会で審議いたしまして、来年3月を目標として条例改正等々の手続をするということで、今のところスケジュール的にはそのような形になってございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 町民税務課長、淡々と今ご説明しましたが、大丈夫なんじゃないかな。随分悠長なものだなという思いがするわけでございます。町長、県の町村会等でそういう形の問題化されていないのか、いわゆるもう少し急ぐべきだろうとかという意見は出ていないんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町村会といいますか、基本的にこの問題については、やっぱりそれぞれの市町村間でさまざまな格差の問題等がこれまでもありますし、これからもそういうことが多分に想定されるというところがございます。したがって、それぞれの自治体におきまして、自分のところがどういう形になるんだということについて、非常に懸念感を持っている首長方もいらっしゃいますので、その辺の不安を払しょくすることが非常に大事なんだろうと思います。ただ単に一つにするぞという方向だけではなくて、やっぱりそれぞれの首長方はそれぞれの自分たちの町民がどうなる、市民がどうなるということについて直結する問題になっているものですから、その辺は非常にナーバスな形になっておりますが、いずれにしても方向性としては決まっておりますので、そういった不安を払しょくするような形の中で、地方はしっかり受けとめながら進めていかなければいけない、そう思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 確かにそうですね。町長がおっしゃるように、一番は町民がどういう税体系というか、そういう保険料になるんだろうということを一番懸念しているんだろうと思います。したがって、そういうものをいち早く情報として町民に流すような仕組みとか、そういう努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）



ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第96号 平成29年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第96号平成29年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第96号平成29年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、平成28年度決算に基づく繰越金等を補正計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第96号の細部説明をさせていただきます。

補正予算書の48、49ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

議案書にありましたとおりですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ573万3,000円を追加して、歳入歳出それぞれ1億4,233万3,000円とするものでございます。昨年（平成28年度）の第1号補正との比較では、470万円ほどの増額で、率にすると3.46%増ということになってございます。

内容でございますが、50ページ、51ページをお開きください。

50ページの歳入においては、前年度からの繰越金の確定により増額補正、また保険料還付に

係る経費の広域連合からの補填額を計上しております。

51ページ歳出においては、歳入と同額の保険料の還付金、それと財源調整のための予備費を増額しております。

以上、簡単ではございますが、補正予算の細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第97号 平成29年度南三陸町介護保険特別会計補正予算

##### （第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第97号平成29年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号平成29年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、平成28年度決算に基づき、歳入において国庫支出金及び繰越金等、歳出において基金繰入金及び諸支出金等について、それぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第97号平成29年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、補正予算書の53ページをごらん願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に1億3,166万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ17億8,166万6,000円とするものであります。予算総額を前年度の同時期と比較いたしますと、額にして520万円ほど、率にして0.3%の増ということですので、ほぼ同程度の予算規模となっております。

続いて、59ページから歳入歳出についてご説明申し上げます。

59ページの国庫補助金、2目の介護予防事業費交付金の25万円、それから次の4款支払基金の28万円、県支出金の12万5,000円、繰入金の60ページの3節の12万5,000円につきましては、この後申し上げます歳出のほうの地域支援事業費の補正額100万円に対する財源となります。

続いて、59ページの国庫補助金の4目介護保険事業費補助金99万9,000円と7款の繰入金の事務費繰入金99万9,000円は、歳出で説明申し上げますシステム改修委託料の財源ということになります。

続いて8款の繰越金につきましては、前年度の決算剰余金ということで計上させていただきました。

歳出に移ります。61ページをごらん願います。

総務費の一般管理費委託料199万8,000につきましては、介護保険制度の改正に伴いますシステム改修の委託料でございます。

続いて、3款地域支援事業費に100万円の補正を計上しております。需用費15万円、委託料として85万円でございますが、こちらの経費につきましては、現在いきいき体操という介護予防事業を展開しておりまして、当初の予定よりもこのいきいき百歳体操を取り入れていただいた団体等が多くなりまして、今回補正計上したところでございます。ちなみに現在7団体ほどが事業に参画しておりまして、今後さらに7団体ほどが加わる予定となっております。

4款の基金積立金につきましては、前年度の決算剰余金のうち6,000万円を積み立てするものでございます。積み立て後の金額につきましては1億2,690万円ほどということになりました。震災前の状況にまで大体戻るのかなといった状況でございます。

5款の諸支出金2目償還金につきましては、前年度の決算、精算によります国庫支出金等の

償還金になります。同じく3項操出金につきましても、一般会計の繰入金を精査した結果の精算として今回一般会計に戻す分を計上したものでございます。

予備費については、財源調整としてございます。

以上、細部説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

まずもって、歳出61ページです。ここで介護予防教室委託料85万円がありますが、ただいまの説明の中で百歳体操7団体に対する委託ということなんですが、1団体当たり何人ぐらいでどのぐらいの委託料を出して、今後もまた7団体、半年やるわけですが、7団体という見込みなんですが、この内容をご説明願います。

それから、個人町民税の関係で、先般の全員協議会で出されるのかなと思ったら出てこなかったんですが、その介護施設の入所関係も所得を見るわけですね。そうした場合、平成24年からミスがあったということなんですが、その辺は今回の補正には乗せないで、どれだけの入所者に対しての影響があったのか、そしてどの時点で乗せていくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 2点ほど質問がございましたので、一点、一点についてお答えを申し上げます。

初めに、いきいき体操の件でございますが、行政区とか復興住宅のグループですとか、あと老人クラブ関係ですかね、そういった形で10名から20名ぐらいの皆さんでグループを組んでいきいき体操をやっていただいております。こちらに関しましての委託料については、講師の派遣料が1回当たり2万500円、これを6回行うといったことが1カ所の経費でございます。約12万3,000円ぐらいになりますか。委託ですので、掛ける団体数といった考えでよろしいかと思えます。

なお、この事業につきましては、6月5日に講師をお招きいたしまして、実際にどういったものかといったものを行いました。関心のある議員1名に参加をしていただきまして実際体験をしていただいておりますので、議員相互からもそういったお話をできれば連携していただければ、行政と一緒に推進できると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

2点目の、多分行政報告で報告をした内容の件かと思われませんが、先ほどの一般会計のところにも補正予算を計上してございます。ここで、一般会計なんですけれどもよろしいでしょうか。関連がありますのであわせて説明をいたしますが、間違いがありました352万円につきましては、本来介護給付費ですが、2年の時効が成立しておりますので、給付サービスとしての取り扱いができないということになりますので、一般会計においてその所要額352万2,000円を介護保険費で措置してございます。行政報告でも申し上げましたが、38名の方に結果として誤りがあったということでございます。一人当たり109万六、七千円になりますか。一番少ない方で2,700円ほどでしたか、一番多い方で20万円ほどを超えるのかなといった状況でございます。合計38名の方に誤りがあったので、これをお返しするといった予算措置をしてございます。

なお、この誤りににつきましては、町民税の災害減免によるといったことにおきます扱いでございますので、平成24年度、その当時に限った状況でありますので、その後においてはエラーなり、そういった誤りといったものはございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でわかりましたが、施設入所といたしますと、やはり面倒なんです。介護保険料も個人のお金も、そして皆もろもろの国のお金も入っている中での計算なので、大変かと思われるからとったんでありますが、ただいまのご説明を伺うと、平成24年のことだから別扱いでやったということなんです、わかりました。

次に、百歳体操ですか、これはその団体にではなくて講師への謝礼ということで、1回2万円何がし、2万500円というものを出しているということなんです、地区ごとに、やはりこれは震災後からコミュニケーションが崩れていっているんで、防集が今できて、そして自治会もできてという中で、大変効果のある事業だと思います。ここに一人でも多くの皆さんが参加できるような啓発、啓蒙をしていただいて、活発に体を動かして長生きできるような健康町民をつくっていただきたいと思いますので、ここにご尽力されたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ちょっと先ほど曖昧な数字を言いましたので、352万2,000円の交付金のうち、一番少ない方で2,720円、一番多い方で25万100円といった状況でございます。失礼しました、平均では9万2,667円といった状況です。

それからいきいき体操の啓発でございますが、こういった「輝き通信」というものを皆さん

ごらんになっていると思うんですが、きょう発行の輝き通信の欄にこういったいきいき体操の欄も設けてありますので、あとでごらんになっていただければと思いますし、広く皆さんに勧めていただければ我々としても大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

午後2時22分 休憩

---

午後2時40分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど3番議員に対する答弁漏れがありましたので、発言を許可します。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 先ほどの特定健康診査の受診率の関係でご質問がございました。

平成27年度は32.1%でございましたが、平成28年度におきましては36.1%と4ポイント上回るような結果でございます。保健事業につきましては、生活習慣病を中心とした疾病予防ということで、医療費を抑制して健康で暮らせるような事業に今後も関係課と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

この特定健診、健診ということは病気を予防して町民が健やかに健康で長生きするための健診なものですから、これが今お伺いしますと32.1%、ことしは36.1%と4%ほどの伸びがあります。ということは、浸透しつつありますが、まだまだ半分ぐらいまで行けばいいのかなと思われませんが、この中でこれがすぐ目に見えて、ことしやったから来年効果があるというものではなくて、毎年やることによってその人の生活パターンというものが反映されます。

今後、このデータの分析などをして、当町ではこういう生活のパターンがある、こういう病気になる、だからこういう予防をしなければならぬということを町民に広く浸透させていくことが大事だと思いますので、その辺、今後何か効果を出すための手立てを考えていらっしゃるのであれば、あればいいですが、また決算でお伺いしますが、もしあればお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 決算で詳しいことはお話ししたいと思います。一応目標は60%と定めているんですが、なかなか全国的には低い位置ということでございます。

---

日程第6 議案第98号 平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第98号平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第98号平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

今補正につきましては、歳入において一般会計繰入金及び繰越金を、歳出において漁業集落排水施設管理費をそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第98号平成29年度漁業集落排水事業特別会計補正予算について細部説明をさせていただきます。

補正予算書の68ページ、69ページをお開き願います。予算の事項別明細書でございます。

歳入歳出とも3,900万円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ7,400万円とするものでございます。

70ページをお開き願います。歳入でございますが、工事請負費に係る一般会計繰入金として

3,461万5,000円、繰越金として平成28年度の繰越金の確定により、438万5,000円を増額するものでございます。

次に、71ページの歳出でございますが、1目漁業集落排水施設管理費、工事費として3,900万円の増額補正でございます。宮城県で実施します志津川漁港袖浜防潮堤工事により支障となる袖浜処理区の下水道管の一部を移設する工事請負費3,600万円などを増額補正するものでございます。防潮堤工事等の調整が整ったことから、今回補正計上するものでございます。

なお、県の補償工事でございますので、工事額確定後に補償費として一般会計繰入金と財源調整することとなるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第99号 平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第99号平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第99号平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。



今補正につきましては、歳入において繰越金を、歳出において下水道総務費及び予備費をそれぞれ補正計上するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、議案第99号公共下水道事業特別会計補正予算について細部説明をさせていただきます。

補正予算書77ページ、78ページをお開き願います。

歳入歳出とも747万8,000円を追加し、補正後の額を2億8,947万8,000円とするものでございます。

79ページをごらん願います。

最初に歳入ですが、6款繰越金におきまして、平成28年度の繰越金の確定により747万8,000円を追加補正するものでございます。

次に、80ページの歳出でございますが、1款下水道総務費1目下水道総務管理費において、人事異動による人件費の補正と5款予備費をそれぞれ追加補正するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。1点だけお伺いいたします。

給料と職員手当の不足分の補正予算のようですが、ここは人事異動があったのかどうか。そうすると、入れかえだと思ふんですね。それでふえただけなのか、定数は同じで行ったり来たりの相手の課があるのかどうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 人事異動によるものでございまして、給料の高い方とそれより低い方の入れかえということになると思います。（「はい」の声あり）

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第100号 平成29年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第100号平成29年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第100号平成29年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

今補正につきましては、資本的収支において国庫補助金、一般会計補助金、並びに建設改良費をそれぞれ増額補正するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 議案第100号平成29年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書86ページをお開き願います。

今回の補正は4条予算、いわゆる資本的収入及び支出に係る補正でございます。

最初に歳入でございますが、1款1項2目補助金におきまして、水道施設災害復旧事業に対する補助金、一般会計からの補助金を5億9,430万円追加補正するものでございます。国庫補助金の補助率は89.7%でございます。

次に歳出でございますが、1款1項1目水道施設建設費のうち、災害復旧に係る工事請負費として6億230万円、委託料として配水管布設設計委託料を追加補正するものでございます。

工事の内訳につきましては、議案関係参考資料68ページ以降に概要を記載してございますので、お目通し願いたいと思います。14件の工事となっております。それぞれ道路、河川等

の復旧工事との調整が整い、今回補正で計上するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） このおのおの24までの説明、工事の内容で、わかりました。それで1点だけお伺いします。86ページの1の建設改良費の委託料なんですが、130万円、石泉地区配水管設計委託料とありますが、石泉の配水管の設計となっておりますが、ここの詳細をお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） 石泉地区の配水管設計委託でございますが、場所につきましては広域農道、いわゆるグリーンロードでございますが、町道石泉線から本吉方面に250メートル付近までの配水管の新設工事でございます。5件ほどの給水の要望があった関係から今回新設をするものでございます。町道石泉線から本吉方面に向かって250メートルぐらいまでの区間でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、町道の、前の社協の会長宅の前あたりから250メートルぐらいを新たに入れるという工事と解釈してよろしいですね。了解しました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 報告第8号 平成28年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について  
○議長（星 喜美男君） 日程第9、報告第7号平成28年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、日程第10、報告第8号平成28年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第7号平成28年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、並びに報告第8号平成28年度決算に基づく南三陸町資金不足比率についてご説明申し上げます。

本2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成28年度決算における財政の健全性に関する比率を算定し、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を添えて報告するものがあります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、報告第7号並びに報告第8号につきまして、一括でご説明をさせていただきたいと思います。

いずれも毎年度の決算をもとに財政状況を客観的に推しはかる指標としてあらわし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、9月の定例議会において報告をさせていただくものでございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。黒枠で囲んであります4つの指標をもちまして健全化の度合いをあらわすものでございます。

まず指標の意味でございますが、実質赤字比率とは一般会計に赤字が生じている場合、その

赤字が標準財政規模と申しますが、具体的には町税、地方譲与税、普通交付税などのいわゆる一般財源に占める割合をあらわしたもので、赤字が大きいほど数値が大きくなるというものでございまして、赤字でない自治体、いわゆる黒字の自治体はハイフン表記とされます。

その隣の連結実質赤字比率につきましては、一般会計に各種特別会計も合算し、町全体の決算として見た場合の指標ですが、こちらも赤字でない場合にはハイフン表記となります。本町の平成28年度の決算では、いずれも黒字であることからハイフン表記となっております。

次の実質公債費比率でございまして、一般会計や企業会計の公債費の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたものでございまして、低いほど健全であることを意味いたします。本年度は9.3%という数値になりました。前年度は9.8%でございましたので、0.5ポイント下がっており、良好な方向に数値が出ております。

将来負担比率でございまして、地方債を含む現在町が抱えている負債の大きさを標準財政規模であらわしたものでございまして、将来負担すべき負債の総額に対して現在町が持っている各種基金を初め、将来的に公債費償還分として普通交付税の額に算入される財源が上回っております。その結果、この数値につきましてもハイフン表記となった次第でございまして。

下の段の早期健全化基準とは、いわゆる財政上の黄色信号をあらわす数値と考えていただければよろしいかと思っております。さらに下の財政再生基準につきましては、さらに悪化した赤信号の意味の数値でございまして、これらを超えますと地方債の発行が抑制されたり、国の管理のもと財政運営を強いられるという数値でございまして、いずれもこれらの数値を超えるような状況にはございません。

同様に、31ページをごらんいただきたいと思います。こちらも同様の指標でございまして、各特別会計における資金不足が生じた場合にあらわれる数値でございまして、どの会計におきましても資金不足は発生しなかったため、ハイフン表記となっております。

以上のとおり、南三陸町の平成28年度の決算状況につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれの指標におきましても危険性をあらわす状況は見られなかったことをご報告させていただきます。

なお、現在財政再生団体と指定されておるのは、全国で北海道にある1自治体のみという状況でございまして。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

職員に審査意見書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤孝志君） それでは、意見書の1ページ目をお開きいただきたいと思  
います。

南三監第40号、平成29年8月30日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、芳賀長恒。

南三陸町監査委員、西條栄福。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定によ  
り審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基  
礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

次のページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率審査意見。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎とな  
る事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の期間。平成29年8月10日から平成29年8月28日まで。

3、審査の結果。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載  
した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

ページ数で4ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度決算に基づく資金不足比率審査意見。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された公営企業に係る特別会計の資金不足比率  
及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼と  
して実施した。

2、審査の期間。平成29年8月10日から平成29年8月28日まで。

3、審査の結果。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載し  
た書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、報告第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

次に、報告第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

---

第11 認定第 1号 平成28年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

第12 認定第 2号 平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 認定第 3号 平成28年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 認定第 4号 平成28年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第15 認定第 5号 平成28年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 認定第 6号 平成28年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 認定第 7号 平成28年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第18 認定第 8号 平成28年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

第19 認定第 9号 平成28年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

第20 認定第10号 平成28年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、認定第1号平成28年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認

定についてから、日程第20、認定第10号平成28年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、以上本10案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本10案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本10案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました認定第1号平成28年度南三陸町一般会計歳入歳出決算から、認定第10号平成28年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算まで全10会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、会計管理者並びに水道事業企業出納員及び病院事業企業出納員からそれぞれ関係書類の提出があり、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成28年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書を添えて、決算の認定を求めるために提案したところであります。

まず認定第1号の南三陸町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

平成28年度一般会計は、歳入総額501億2,216万3,430円、歳出総額439億8,470万6,201円で決算いたしました。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は61億3,745万7,229円で、このうちさきに報告、承認をいただきました繰越明許費繰越額38億5,109万5,000円と、事故繰越繰越額9,376万664円を翌年度へ繰り越すべき財源として除いた実質収支額は21億9,260万1,565円の黒字決算となりました。なお、そのうち11億円を財政調整基金に積み立て、残りの10億9,260万1,565円を平成29年度へ繰り越しをしております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から6年半が経過いたしました。平成28年度は復興・創生期間の初年であり、本町が向かうべきまちづくりの指針を示す重要な年度でありました。私は施政方針の中で「復興を最優先にしたまちづくり」に加え、「子育て支援の拡充」、「移住・定住人口の増加対策」、「交流人口の拡大」、「南三陸ブランド構築」を主要方針とし、取り組むと申し上げました。とりわけ「移住・定住人口の増加対策」、「交流人口の拡大」、「南三陸ブランド構築」につきましては、平成28年3月に策定いたしました



南三陸町第2次総合計画のリーディングプロジェクトの具現化に取り組んだものであり、人口減少及びこれに伴う地域経済の縮小という課題に立ち向かい、活力ある持続可能な地域の実現を目的に策定した「南三陸町総合戦略」を踏まえ、運動性を確保した取り組みを行った1年でありました。

それでは、昨年申し上げました平成28年度の主要施政方針に沿って、その取り組みと決算の状況について、概略を申し上げさせていただきます。

初めに、「復興を最優先にしたまちづくり」についてであります。

本町の創造的復興の象徴と言っても過言ではない住宅高台移転につきましては、防災集団移転促進事業827区画、災害公営住宅整備事業738戸がそれぞれ平成28年度をもって全て完成したところであります。また、区画整理事業区域内におきましても、順次使用収益を開始しており、去る3月3日には、さんさん商店街が待望の早期まちびらきの口火を切り、これを皮切りに大型スーパーが開店し、水産加工施設が事業を開始するなど、低地部のにぎわいも進み、「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台に」という復興の基本理念が着実に実現へと向かっております。

次に「子育て支援の拡充」についてであります。

子育て支援の拡充につきましては、平成28年1月に策定をいたしました「南三陸町総合戦略」に基づき、保育料の利用者負担の軽減措置や子供医療費に係る所得制限の撤廃、子育て応援券事業等を新たに実施したところであります。このうち、子育て応援券事業につきましては、出生に対する支給として62件、351万円を、入学に対する支給として85件、85万円をそれぞれ支給しております。

次に、「移住・定住人口の増加対策」についてであります。子供から高齢者までバランスのとれた人口構成を目指し、持続可能な活気ある地域社会を次の世代へとつなげていくことを目的に、平成28年度においては移住相談窓口を設置し、12件の相談が寄せられ、このうち6件が移住につながっております。また、災害公営住宅に係る一般開放、移住者向けの家賃補助も開始しており、移住者向けの家賃補助につきましては、7件、79万円を補助しております。さらに、地域おこし協力隊の受け入れも開始したところであり、昨年度は2名の隊員が本町に住み票を移動し、地域おこしの活動を展開しております。

続きまして、「交流人口の拡大」についてであります。平成28年度の観光客入込数は、交流促進事業の実施等もあり、80万6,153人となり、対前年比で1,312人の増加となったところであります。また、教育旅行の状況につきましては、68校、4,103人の生徒を受け入れ、対前

年比で145人の増加となりました。さらに、訪日外国人の誘致につきましては、市町村総合補助金を活用し、台湾を中心とした海外からの団体旅行や教育旅行等を積極的に誘致した結果、27校、665人の方に本町を訪れていただきました。

最後に「南三陸ブランド構築」についてであります。地域資源の魅力化・ブランド化への支援として南三陸森里海協働基盤整備支援事業費補助金276万9,000円を支出しました。また、地元産材の普及を図るため、南三陸材利用促進事業費補助金を65件、3,114万8,000円を支出するとともに、ASC認証を得た水産物の販路拡大に向けたプログラムを作成・実施するなど、足腰の強い地場産業の礎となる取り組みを行ったところであります。

続きまして、認定第2号平成28年度南三陸町国民健康保険特別会計から認定第10号平成28年度訪問看護ステーション事業会計までの会計についてであります。特別会計ごとの決算概要につきましては、追って会計管理者からご説明申し上げますので、私からは水道事業及び病院事業会計決算の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、認定第8号平成28年度水道事業会計決算についてであります。水道事業につきましては、災害復旧事業の着実な実施とともに、懸命な経営努力によりまして当年度純利益を確保し、震災により発生した累積欠損金の縮減を図りました。給水状況では、給水人口は6.6%、給水件数も3.5%、それぞれ住宅再建及び復興の進捗に合わせ増加傾向を示しております。

続いて、水道事業会計における財政状況についてであります。まず収益的収支につきましては、収入総額5億2,425万1,251円に対し、支出総額が4億8,315万477円、差し引き4,110万774円の純利益を確保いたしました。

また、資本的収支につきましては、収入総額が14億7,158万5,468円、支出総額が16億8,425万5,739円となっており、支出に対しまして不足する2億1,267万271円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等の補填財源で措置を行いました。

今後も、水道経営の大きな要因となる給水人口や給水件数等の動態を注視し、「安心」「安全」「安価」を三原則とし、経営の効率化と給水サービスの向上に努めるなど、一層の経営努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、認定第9号平成28年度病院事業会計決算について、ご説明いたします。

病院事業会計につきましては、医療提供体制の充実を図るとともに、住民サービスの向上を目標に事業を推進してまいりました。入院患者の病床稼働率や外来の患者数は増加しましたが、事業収益における収支においては経常損失となりました。

病院事業における財務状況についてであります。まず、収益的収支については、病院事業

収益が17億3,967万5,181円、病院事業費用が20億815万952円という状況であり、2億6,847万5,771円の経常損失が発生し、これに特別利益等を加えた純損失は、2億7,456万5,379円となっております。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入において、一般会計からの出資金、地域医療復興補助金をあわせ、2億3,200万5,422円、資本的支出については、医師官舎建設や医療機器整備等を実施いたしました。

病院経営につきましては、町民の健康を支える上でも継続的な医療の提供が必要と考えており、今後より一層の経営健全化を図り、安定した地域医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成28年度における決算概要を申し上げさせていただきましたが、本町の実優先課題は復興事業の着実な推進であります。今後も、1日も早く復興をなし遂げ、町の将来像である「森里海ひと いのちめぐるまち 南三陸」の実現に向け鋭意取り組んでまいりますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より決算審査報告を求めます。

職員に、各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書を朗読させます。

なお、あらかじめ各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書を配付しておりますので、朗読は提出分と結びのみといたします。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤孝志君） それでは、意見書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

南三監第39号、平成29年8月30日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、芳賀長恒。

南三陸町監査委員、西條栄福。

平成28年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況審査意見について。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見を提出する。

25ページをお開きいただきたいと思います。

結びであります。上から9行目から朗読させていただきます。

一般会計及び特別会計における歳入予算の執行率は81.7%、歳出予算の執行率は72.0%となっており、震災関連事業等の翌年度繰越額は、繰越明許費繰越額が38億6,460万3,000円、事

故繰越し繰越額が9,376万1,000円である。

町債については、一般会計と特別会計を合わせて、当年度借入額が29億9,472万8,000円、償還額が13億7,237万2,000円で、当年度末現在高は前年度と比較し16億2,235万6,000円(13.3%)増の138億1,441万1,000円である。

収入未済額は、町税504万6,000円、国民健康保険税1,003万8,000円、災害援護資金貸付金元利収入1,127万円等となっている。収納対策を進め、自主財源の確保に努められたい。なお、町営住宅使用料等に係る未請求事案については、早期の解決に取り組まれたい。

水道事業会計の決算額は、総収益5億2,425万1,000円に対し、総費用は4億8,315万円で、差し引き4,110万1,000円の純利益を計上している。この結果、前年度からの繰越欠損金1億3,703万3,000円と合わせた当年度末処理欠損金は9,593万3,000円に減少しているが、今後も施設整備等のため多額の費用が必要とされることから、引き続き効率的な事業運営に努められたい。

病院事業会計については、総収益17億4,060万2,000円に対し、総費用は20億1,516万7,000円で、差し引き2億7,456万5,000円の純損失を計上しており、当年度末処理欠損金は29億3,056万円となっている。収益の拡大、経費の削減等経常収支の改善を図り、安定した経営基盤に立った病院運営の実現が図られるよう、一層の経営改善に取り組まれたい。

訪問看護ステーション事業会計では、総収益4,578万5,000円、総費用4,299万8,000円となっており、差し引き278万8,000円の純利益となった。今後も、経営効率化に努められたい。

以上であります。

○議長(星 喜美男君) 監査委員の補足説明がありましたら、説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員(芳賀長恒君) ご苦労さまでございます。

今局長が朗読したその次の段、下から10行目から朗読をさせていただきたいと思います。

当年度の一般会計歳入に係る町税額は12億7,489万円となり、近傍では収納額が多かった平成19年度の13億4,620万円と比較すると、94.7%まで回復をしております。復興特需による伸長効果があるものの、地域経済の明るい兆しを感じられる。また、収納率も99.51%と前年(99.27%)よりわずかな率だが伸びており、納税義務者の姿勢を評価させていただきます。

「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台に」という復興まちづくりの基本方針のもと、本年3月20日の志津川中央団地の災害公営住宅の完成をもって、町内全ての復興住宅が竣工し、被災された町民も入居され、等しく笑顔となり、当たり前の日常ようやく戻ることができたところである。また、かさ上げした土地には商工業・水産施設の建設が始ま

り、3月3日に本設の「南三陸さんさん商店街」がオープンするなど、新たな「にぎわいの創出」が生まれ、復興による新しい街の姿が見えてきた平成28年度でございました。

このような中、町営住宅使用料等に係る未請求事案が確認され、一般会計歳入12款使用料及び手数料に入るべき住宅使用料の未納が生じることとなった。さらに3点の手続の不備が本事案の調査の中で確認されております。既に入居者に謝罪され、法的な観点からも原因究明と再発防止に取り組まれてはおりますが、結果が判明になった際には、入居者に十分に説明を果たし、理解醸成のもとに、遡及される場合の納付のありようにも配慮されたい。

一般会計歳出に係る5款農林水産業費、7款土木費、10款災害復旧費、12款復興費は、それぞれ執行率の低さが際立っております。一例を挙げると、災害復旧事業に係る町管理の19漁港の進捗率は事業費ベースで77%でございますが、防潮堤の進捗率は事業費ベースで1%となっております。繰越明許、事故繰越、再申請等によって財源が確保されているものの、態様が伴わない事由があつての事業の実施が遅延しているものであり、平成29年度以降は迅速かつ加速度的に事業の進捗が図られるよう、鋭意努力されることが望まれます。

旧行政区の垣根を越えて入居される各高台団地における「新しい住民の関係づくり」にございましては、近所同士が互いに気にし合い、助け合う地域づくりの創出に関係課一帯で取り組み、早期に地域コミュニティーが構築されるように期待されるところでございます。災害公営住宅の「空き室」・「空き戸」、防集団地の「空き区画」については、既に被災者の意向調査を終えており、今般、一般開放に向けて関係機関と協議の上、被災者以外の方への利用につなげていただきたいと思います。

被災元地における土地区画整理事業（60ヘクタール）においては、本年6月末までの盛土進捗率が94.6%であり、仮換地指定した宅地の割合が100%でございますが、土地の完成引き渡し率が29.2%となっており、事業計画期間が平成30年度までであり、土地利用の促進に一層努めていただきます。

平成28年度の地方交付税（普通交付税）の収入額34億3,000万円に対して、平成29年度は減額が見込まれております。復興計画期間が終了する平成33年度以降を見据え、復興後ビジョンに対応する財源の確保を考慮した事業計画が求められております。職員定数管理の適正化を図りながら、さらには人材育成など、全庁的な行政課題として早急に取り組んでいただきたいと思います。

平成29年度は復興期の最終年度であり、以降4年間で発展期の残期間でございます。いまだ多くの課題があるものと認識をいたしますが、一つ一つ課題を解決し、迅速に復興事業を前

進させるとともに、町民一人一人に寄り添い、より早期に住民福祉の向上が図られることを願って結びとさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（星 喜美男君） ご苦勞さまでした。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、19日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時35分 延会